令和５年版

給与・退職所得の

源泉徴収事例集

法令出版

はしがき

所得税の納税者は、所得者すなわち支払を受ける受給者ですが、源泉徴収制度においては、所得の支払者がその所得を支払う際に所得税額（平成25年以降は復興特別所得税額を含みます。）を差し引いて国に納付することとされています。このため、所得の支払者である源泉徴収義務者は、その者の責任において源泉徴収制度に関する事務を行うことになり、負担も大きいものとなっていますが、同時に、所得者から所得税額を徴収するという意味でも非常に重要な事務となっています。

所得税の源泉徴収制度は、利子・配当・給与・退職等の各種所得、報酬・料金、非居住者所得など広範囲に適用されていますが、従業員や役員の給与・退職所得は多くの納税者にとって身近な所得であり、また、その支払者にとっては頻繁に支払が生ずることから、源泉徴収事務の中でも給与・退職所得に関する事務は大きな割合を占めています。

本書は、このような給与・退職所得の源泉徴収事務を担当する方々のために、給与・退職所得の源泉徴収に必要な法令・通達について一般的な解説を行うとともに、国税庁の発遣した「個別通達」、国税庁又は国税局の「事前照会に対する文書回答事例」、裁判所及び国税不服審判所の「判決・裁決事例」のうち主要なものを掲載し、さらに実務上問題となる質疑事例を「Ｑ＆Ａ」として数多く収録し、できるだけ分かり易く解説したものです。

本書が給与・退職所得の源泉徴収の実務に携わる皆様にとって執務の参考になれば幸いです。

なお、本書は、法令出版発行の「源泉所得税相談事例集」の姉妹編として平成25年及び令和元年に発刊され、今回、その後の改正等の見直し及び事例の見直しを行い、令和５年版として刊行することとなりました。

終わりに、本書の刊行の機会を与えていただいた法令出版㈱の鎌田順雄氏をはじめ、執筆に当たり終始ご協力をいただいた同社の関係者に心から敬意を表する次第です。

令和５年９月

著 者　岡 本 勝 秀

目　次

第１章　総　　論…… 2

1　源泉徴収義務者…… 3
2　給与所得に対する源泉所得税及び復興特別所得税の納税地…… 3
3　源泉徴収をする時期…… 6
4　源泉徴収をした所得税等の納付…… 6
5　誤納額の還付…… 8
6　不納付加算税、延滞税…… 9
7　源泉徴収票の提出……12
8　災害被災者に対する救済……14
9　復興特別所得税の源泉徴収……18
10　給与所得者の確定申告……20

（参考１）個別通達

１－１　大工、左官等の建設労働者に支払う給与に対する源泉所得税の取扱いについて（昭47.2.5 直法５－６、直所４－６）…25
１－２　源泉所得税及び復興特別所得税の不納付加算税の取扱いについて（事務運営指針）（平12.7.3 直法７－９ほか、最終改正 平29.11.28 課法10－18ほか）……28
１－３　源泉所得税及び復興特別所得税の重加算税の取扱いについて（事務運営指針）……30

（参考２）　判決事例

２－１　破産管財人は、破産宣告前の雇用関係に基づく退職手当等の支払に関し、「支払をする者」には含まれず源泉徴収の義務を負わないとした事例（平成23年１月14日　最高裁第２小法廷判決）……34
２－２　給与等の支払者が給与等に係る強制執行を受けた場合でも、支払者はそれに係る源泉徴収義務を負うとした事例（平成23年３月22日　最高裁第３小法廷判決）……35
２－３　所得税法120条１項５号にいう「源泉徴収をされた又はされるべき所得税の額」の意義及び申告所得税額の計算に当たり源泉所得税の過不足の清算を行うことの適否（平成４年２月18日　最高裁第３小法廷判決）……36
２－４　返還した退職金に係る源泉所得税の還付請求権は、時効により消滅したということはできないとされた事例（平成29年９月21日　名古屋地裁判決）……37

Ｑ＆Ａ

【源泉徴収義務者の取扱い】

１－１　親会社の派遣役員の報酬を親会社に支払う場合の源泉徴収……39
１－２　仮処分判決に基づく支払金に対する源泉徴収……39

【納付の取扱い】

１－３　就航中の船員の給与から徴収する所得税の納付時期……40
１－４　納付税額がないときの税務署への報告……40
１－５　給与等の支払を受ける者が常時10人未満であるかどうかの判定……41

【誤納額の還付の取扱い】

１－６　支給額の過払を是正した場合の税額の是正……42

【不納付加算税・重加算税・延滞税の取扱い】

１－７　不納付加算税の軽減……43
１－８　不納付加算税の不適用……44
１－９　重加算税の徴収……45

【源泉徴収票の提出の取扱い】

１－10　給与の源泉徴収票と給与支払報告書の提出不要限度額……46

【給与所得者の確定申告】

１－11　還付を受けるための確定申告書の提出期限……47
１－12　中途退職者の税額の精算……47

１－13　海外で納付した所得税相当額の控除を受ける手続……48

第２章　給与所得の範囲等……50

１　給与所得の範囲……50
２　手当等の取扱い……51
３　ストックオプションの行使による経済的利益……54
４　譲渡制限付株式の交付を受けたことによる経済的利益等……56

（参考１）個別通達

１－１　大学の教授等が支給を受ける研究費等に対する所得税の取扱について（昭33.8.20 直所２－59）……57
１－２　生命保険会社が支部長等に支払う報酬等にかかる源泉所得税の取扱いについて（昭46.11.11 直所４－12）……58
１－３　大工、左官、とび職等の受ける報酬に係る所得税の取扱いについて（平21.12.17 課個５－５、平22.6.18 課個５－１改正）……59

（参考２）事前照会に対する文書回答事例

２－１　厚生年金保険の標準報酬月額を会社が誤って低く届け出たことによって減額される老齢厚生年金相当額を会社から補償金として受領する社員等の課税関係について（平成23年10月５日　東京国税局審理課長回答）……62
２－２　中途解任した役員に支払う会社法第339条第２項に基づく損害賠償金に対する源泉徴収の要否について（平成24年11月28日　名古屋国税局審理課長回答）……64
２－３　従業員持株会を利用した信託型インセンティブプランに係る税務上の取扱いについて（平成24年４月17日　東京国税局審理課長回答）……66
２－４　従業員等に付与していたストックオプション（取得条項付新株予約権）を有償取得する場合の課税関係について（平成25年２月22日　東京国税局審理課長回答）……74
２－５　職務発明による特許を受ける権利を使用者に原始的に帰属させる制度を導入した場合の「相当の利益」に係る税務上の取扱いについて（平成29年１月27日　名古屋国税局審理課長回答）……78
２－６　町が町内の私立保育所に勤務する保育士等に対して支給する助成金の課税上の取扱いについて（平成30年４月28日　広島国税局審理官回答）……87

（参考３）判決・裁決事例

３－１　弁護士の顧問料収入は給与所得ではなく事業所得に当たるとされた事例（昭和56年４月24日　最高裁第２小法廷判決）……91
３－２　勤続10年定年制により受給する退職金は退職所得には該当しないとされた事例（昭和58年12月６日　最高裁第３小法廷判決）……93
３－３　ストックオプションの権利行使益は給与所得に当たるとされた事例（平成17年１月25日　最高裁第３小法廷判決）……94
３－４　麻酔科医が各病院から受ける報酬は給与所得に当たるとされた事例（平成24年９月21日　東京地裁判決）……94
３－５　非常勤講師報酬は給与所得に当たるとされた事例（昭和48年10月８日　裁決）……96
３－６　非常勤医師報酬は給与所得に当たるとされた事例（昭和59年５月24日　裁決）……97
３－７　キャバクラ店を経営する原告がホステスに支払う報酬は給与所得に該当し、源泉徴収義務があるとされた事例（平成25年４月16日　東京地裁判決）……97
３－８　本件債務免除益は債務を弁済することが著しく困難であるとはいえず、給与等の金額に算入すべきであるとされた事例（平成29年２月８日　広島高裁判決）……98
３－９　親会社から付与されたファントム・ストック・アプリシエイション・ライトに係る経済的利益は、給与所得に該当

するとした事例（平成15年２月28日　裁決）……99
３－10　発行法人がその役員に対して割り当てた新株予約権は、有利な発行価額により新株を取得する権利に該当するとした事例（平成24年３月15日　裁決）…… 100
３－11　請求人の取締役が請求人から不正に取得した金員は、請求人が支給した給与等には該当しないとした事例（平成30年５月７日　裁決）…… 100
３－12　作業員に支払った金員は、外注費ではなく給与等に該当するとした事例（令和３年３月25日　裁決）…… 101
Ｑ＆Ａ
【給与所得の範囲】
２－１　会社設立発起人が受ける報酬…… 103
２－２　従業員のマイカー借上料…… 103
【発明報償金等の取扱い】
２－３　発明、考案等に対する報償金…… 105
２－４　有益な提案をした者に対する表彰金…… 106
２－５　災害防止に功績のあった者に支給する表彰金…… 107
２－６　善行者及び皆勤者に支給する表彰金…… 107
【ストックオプションの行使による経済的利益の取扱い】
２－７　退職後にストックオプションを行使した場合の利益…… 109
２－８　金銭の払込みに代えて債権をもって相殺するストックオプション…… 109
２－９　吸収合併により消滅会社のストックオプションに代えて存続会社から交付されるストックオプション…… 110
２－10　ストックオプション契約の内容を税制非適格から税制適格に変更した場合の取扱い…… 111
２－11　信託型ストックオプション（税制非適格）の権利行使… 112

第３章　非課税とされる給与

１　通勤手当等…… 114
２　旅費…… 116
３　職務上必要な給付…… 118
４　宿日直料…… 119
５　夜間勤務者の食事代…… 119
６　交際費等…… 120
７　結婚祝金品等…… 120
８　葬祭料、香典、見舞金等…… 120
９　死亡した人の給与…… 120
10　労働基準法等の規定による各種補償金…… 121
11　学資金等…… 121
12　在外手当（在勤手当）…… 123
（参考１）個別通達
１－１　国内において勤務する外国人に対し休暇帰国のための旅費として支給する金品に対する所得税の取扱い…… 124
１－２　国立病院等の医師等に支給される宿日直手当に対する所得税の取扱いについて…… 124
１－３　深夜勤務に伴う夜食の現物支給に代えて支給する金銭に対する所得税の取扱い…… 130
１－４　単身赴任者が職務上の旅行等を行った場合に支給される旅費の取扱い…… 130
１－５　事業主が従業員等の研修に要する費用を負担した場合における課税上の取扱いについて…… 131
１－６　船舶保証技師が支給を受ける航海日当に対する所得税の取扱いについて…… 135
１－７　海上自衛隊所属船舶乗組員に支給される航海日当に対する所得税の取扱について…… 137
１－８　乗船中の船員が支給を受ける「家族呼寄費」に対する

課税上の取扱いについて（通知）…… 140
（参考２）事前照会に対する文書回答事例
２－１　ノー・マイカーデー制度を利用する従業員等に対し、通勤手当に加えて通勤用定期乗車券が別途支給される場合の非課税となる通勤手当の限度額の取扱いについて…… 143
２－２　県から奨学金の貸与を受けた医学生が医師免許取得後県内の医療機関に一定期間従事することによりその返還及び利息の支払に係る債務を免除された場合の課税関係について… 147
２－３　乗船中の船員が支給を受ける航海日当に対する所得税の取扱いについて…… 151
２－４　災害派遣手当の所得税の取扱いについて…… 157
（参考３）判決・裁決事例
３－１　会社が従業員を短期大学に入学させてその費用を負担することは、従業員の給与所得を構成するとされた事例（昭和44年12月25日　東京地裁判決）…… 161
３－２　休暇帰国のための旅費は非課税とされた事例（昭和49年３月12日　裁決）…… 161
３－３　給与のうち単身赴任費相当額又は通勤費相当額は非課税とはされないとされた事例（平成11年９月27日　裁決）…… 162
３－４　非常勤医師等に支給された出勤手当によりタクシーを利用した場合、出勤手当は給与所得に該当するとされた事例（平成28年11月９日　高松地裁判決）…… 163
３－５　請求人の負担した代表者が青年会議所の会議等に出席するための交通費、宿泊費及び日当は、代表者に対する給与に該当するとした事例（平成27年７月28日　裁決）…… 164
Ｑ＆Ａ
【通勤手当等の取扱い】
３－１　新幹線で通勤した場合の取扱い…… 165
３－２　通勤用バス回数券…… 165
３－３　従業員の転居に伴う定期券の二重支給…… 166
３－４　近距離であるが自動車通勤せざるを得ない障害者に支給する通勤手当…… 166
３－５　非課税限度額を超えるマイカー通勤手当…… 167
３－６　定期乗車券と自転車通勤手当の支給…… 167
３－７　交通用具を使用している者の通勤距離が変更となった場合の非課税限度額…… 168
３－８　アルバイトに支給する通勤手当の非課税限度額…… 168
３－９　数か所に勤務する者に支給する通勤費…… 169
【旅費の取扱い】
３－10　旅行について通常必要であると認められる旅費の範囲… 170
３－11　計画停電等により通勤交通機関が利用できない者に支給するタクシー代等…… 170
３－12　親会社の役員兼子会社の役員に支給する出勤のための費用…… 171
３－13　家族移転助成費…… 172
３－14　出張により取得したマイレージポイント…… 172
【職務上必要な給付の取扱い】
３－15　時間外勤務が深夜におよぶ場合のホテル代…… 174
【宿日直料の取扱い】
３－16　１週間以内に代日休暇をとらなかった者に追加して支給する宿日直料…… 175
３－17　時間外勤務手当と同様に計算する宿直料…… 175
３－18　食事を併給している場合の宿直料…… 176
３－19　土曜日の宿直につき増額された宿直料…… 176
３－20　交通ストに伴い支給する宿日直料等…… 177
【交際費等の取扱い】
３－21　役付者に支給する交際費…… 178
【結婚祝金品等の取扱い】
３－22　労働協約に基づく慶弔金…… 179
【見舞金等の取扱い】

３－23　被災従業員等に対する社宅の無償貸与…… 180
３－24　被災状況に応じた災害見舞金の支給…… 180
３－25　新型コロナウイルス感染症に関連する見舞金…… 181
【各種補償金の取扱い】
３－26　条例に基づき支給する「失業者の退職手当」…… 183
３－27　定年前退職者等に支給する転進助成金…… 184
【学資金等の取扱い】
３－28　従業員の子供のために支給する学資金…… 185
３－29　修学のための学校の範囲…… 186
３－30　「特別の関係がある者」でもある使用人が給付を受ける学資金…… 186
３－31　奨学金の返済に充てるための給付…… 187
３－32　採用内定者に貸与又は支給する学資金…… 188

第４章　現物給与とその評価…… 190

1　現物給与に対する課税上の取扱いの概要…… 190
2　永年勤続者記念品等の支給…… 192
3　創業記念品等の支給…… 193
4　商品、製品等の値引販売…… 193
5　食事の支給…… 194
6　制服等の支給…… 196
7　寄宿舎の電気料等の使用者負担…… 196
8　金銭の無利息貸付け等…… 197
9　住宅取得資金の貸付け等の特例（旧法）…… 198
10　用役の提供等…… 201
11　技術の習得等をさせるために支給する金品…… 201
12　レクリエーションの費用の負担…… 201
13　生命保険料・損害保険料等の負担…… 203
14　役員又は使用人の行為に基因する損害賠償金等の負担…… 206
15　ゴルフクラブの入会金等の負担…… 207
16　レジャークラブの入会金等の負担…… 208
17　ロータリークラブ及びライオンズクラブの入会金等の負担… 208
18　社交団体の入会金等の負担…… 209
19　住宅等の貸与…… 209
（参考１）個別通達
１－１　永年勤続記念旅行券の支給に伴う課税上の取扱いについて…… 215
１－２　所得税基本通達36－30（課税しない経済的利益……使用者が負担するレクリエーションの費用）の運用について…… 217
１－３　消費税法の施行に伴う源泉所得税の取扱いについて…… 218
１－４　会社役員賠償責任保険の保険料の税務上の取扱いについて…… 220
１－５　新たな会社役員賠償責任保険の保険料の税務上の取扱いについて（情報）…… 223
１－６　使用者が役員に貸与した住宅等に係る通常の賃貸料の額の計算に当たっての取扱いについて…… 225
（参考２）事前照会による文書回答事例
２－１　新型コロナウイルス感染症の影響により、永年勤続表彰の記念品として支給した旅行券の使用に係る報告期間等を延長した場合の課税上の取扱いについて…… 227
（参考３）判決・裁決事例
３－１　医療法人の理事長が同医療法人から借り入れた金銭に係る支払利息について、通常支払うべき利息との差額相当額は理事長に対する給与であるとされた事例（平成27年５月26日　東京地裁判決）…… 231
３－２　請求人の建物建築工事を請け負った建築工事会社から、請求人の施設長（理事）の預金口座に振り込まれた金員は、請求人が水増工事代金の返金として受領すべきであるところ、設長の寄付金の原資として調達された資金であると認められ

るから、請求人の理事である施設長に対する経済的利益の供与であるとされた事例（平成10年10月22日　裁決）…… 232
３－３　使用人等に対する食事の支給による経済的利益の供与について、「使用人が購入して支給する食事」として評価するのが相当であるとした事例（平成26年５月13日　裁決）…… 233
３－４　従業員慰安旅行として行われた香港旅行費用の一部を会社が負担した場合、従業員の受ける経済的利益は課税対象とはされないとされた事例（昭和63年３月31日　大阪高裁判決）…… 234
３－５　専らレクリエーションのための観光を目的とする慰安旅行による経済的な利益の供与は給与等の支払いに該当するとされた事例（平成24年12月25日　東京地裁判決）…… 236
３－６　役員のみが受診したがん検診費用は、役員に対する給与等に該当するため、請求人には源泉徴収義務があるとした事例（令和元年５月30日　裁決）…… 237
Ｑ＆Ａ
【永年勤続者記念品等の取扱い】
４－１　永年勤続記念旅行券の支給に伴う課税上の取扱い…… 239
４－２　自由に選択できる永年勤続者表彰記念品…… 240
【創業記念品等の取扱い】
４－３　創業記念品等に対し課税する場合の評価…… 241
【値引販売等の取扱い】
４－４　住宅の値引販売…… 242
【食事に関する取扱い】
４－５　食事を支給する場合の使用人の負担額…… 243
４－６　業者に委託して調理した食事の評価…… 244
４－７　食事の供与が非課税扱いを受けるための具体的な方法… 245
４－８　契約食堂で通用する食券の交付…… 246
４－９　夜間の勤務者に支給する夜食代…… 247
４－10　使用者が使用人等に対し食事代として支給する金銭…… 247
【電気料等の使用者負担の取扱い】
４－11　単身赴任者が家具をレンタルして受ける経済的利益…… 249
【金銭の無利息貸付け等の取扱い】
４－12　長期海外出張者に対する渡航準備費用の無利息貸付け… 251
４－13　生活資金の無利息貸付け…… 251
４－14　結婚、入学等のための資金の無利息貸付け…… 252
【用役の提供等の取扱い】
４－15　厚生施設の利用料金として支給する金銭…… 253
４－16　福利厚生費に充てるカードの交付…… 253
４－17　保養施設を利用する従業員に対し負担する食事代…… 254
４－18　人間ドック検診料を会社が負担した場合…… 255
４－19　カフェテリアプランによる医療費等の補助…… 256
４－20　サークル活動のための費用を会社が負担した場合…… 257
【レクリエーション費用の負担等の取扱い】
４－21　慰安旅行等の費用の会社負担…… 259
４－22　部又は課単位で行う忘年会等の費用の負担…… 259
４－23　やむを得ない事情による慰安旅行の不参加者に支給した金銭…… 260
４－24　慰安旅行として行う海外旅行費用の会社負担…… 260
４－25　クルージングによる海外慰安旅行…… 261
４－26　カフェテリアプランによるポイントの付与…… 262
４－27　カフェテリアプランによる旅行費用等の補助…… 263
【使用者契約の生命保険・損害保険契約の取扱い】
４－28　使用者が一定の年齢を超える者についての保険料を負担した場合の取扱い…… 265
４－29　使用者が特定地域に勤務する従業員を対象に損害保険契約を締結した場合…… 265
４－30　会社が負担した長期の損害保険の保険料…… 266
【使用人社宅の取扱い】
４－31　子会社の役員を兼ねている使用人の社宅…… 267

4－32　会社が社員所有の住宅を借り上げ、社宅として同社員に貸与した場合の取扱い…… 267
4－33　従業員が指定する住宅を借上社宅とした場合の取扱い… 268
4－34　使用人が取得した土地に使用者が社宅を建設して土地所有者に賃貸する場合の取扱い…… 269
4－35　「固定資産税課税標準額」の意義 …… 270
4－36　他から借り入れている使用人社宅…… 271
4－37　固定資産税の課税標準額の引上げと使用人社宅の家賃との関係…… 271

【役員社宅の取扱い】

4－38　役員社宅について特別な取扱いを受ける法人の範囲…… 273
4－39　使用人兼務役員に貸与した社宅…… 273
4－40　月の中途で入居した役員の社宅…… 274
4－41　使用人から役員に昇任した者の賃貸料相当額…… 275
4－42　固定資産税の課税標準額の改訂があった場合の役員社宅…… 275

【借上社宅の取扱い】

4－43　敷地が借上げの場合の役員社宅…… 276
4－44　役員に貸与したマンションの管理費…… 276

【小規模社宅の取扱い】

4－45　マンション、アパート等の一室が小規模社宅に該当するかどうかの判定…… 277
4－46　２軒の役員社宅を貸与している場合の小規模社宅の判定…… 277
4－47　小規模借上役員社宅…… 278
4－48　単身赴任者が居住する役員社宅…… 278

【無償返還の届出がある場合の社宅の取扱い】

4－49　役員に対する敷地のみの貸与…… 279

【徴収家賃のプール計算の取扱い】

4－50　役員社宅の徴収家賃のプール計算…… 280
4－51　使用人社宅の徴収家賃のプール計算…… 280

第５章　給与所得の収入すべき時期…… 282

1　給与所得の収入金額の収入すべき時期…… 282
2　経済的利益の額を収入金額に算入する時期…… 283

（参考１）判決・裁決事例

1－1　ストック・ユニットの転換による株式に係る経済的利益は、転換日における価額によって算定するのが相当であるとされた事例（平成28年５月25日　東京高裁判決）…… 284
1－2　請求人の勤務する会社が属するグループを支配する外国法人から、請求人に無償で同法人の株式を取得できる権利が付与されたことに基づいて生じる経済的利益は、当該権利が確定する諮問委員会の決定日が収入すべき日であるとした事例（平成18年８月23日　裁決）…… 285
1－3　勤務先の株式報酬制度に基づいて支給された上場株式に係る給与所得の収入すべき日は、当該報酬制度において付与されたストック・ユニットが株式にコンバートされた日であるとした事例（平成24年２月10日　裁決）…… 286

Ｑ＆Ａ

【給与所得の収入すべき時期】

5－1　給与の改訂が遡った場合に支給する差額に対する税額の計算…… 287

第６章　給与所得の課税標準…… 288

1　給与所得控除…… 288
2　所得金額調整控除…… 289
3　給与所得者の特定支出控除の特例（確定申告による）…… 290

Ｑ＆Ａ

【所得金額調整控除の取扱い】
6－1　所得金額調整控除の適用を受ける場合の給与等の収入金額…… 293
6－2　共働き世帯における所得金額調整控除の適用…… 294
【特定支出控除の特例の取扱い】
6－3　旅費の範囲…… 295
6－4　研修費の範囲…… 295
6－5　学会参加費用の特定支出控除の適用可否…… 296
6－6　法科大学院等に係る費用…… 296
6－7　勤務必要経費の範囲…… 297
6－8　在宅勤務をした場合の勤務必要経費…… 299

第７章　給与所得の源泉徴収に際して控除される諸控除…… 300

1　諸控除の種類…… 300
2　所得控除と源泉徴収税額の関係…… 302
3　所得控除…… 302
4　控除の対象になるかどうかの判定時期等…… 324
5　税額控除…… 325
（参考１）事前照会に対する文書回答事例
1－1　成年被後見人の特別障害者控除の適用について…… 344
（参考２）判決・裁決事例
2－1　内縁関係にある配偶者との間の未認知の子又はその配偶者の連れ子は、扶養控除の対象となる親族には該当しないとされた事例（平成３年10月17日　最高裁第１小法廷判決）… 347
2－2　所得税法に規定する配偶者は、納税義務者と法律上の婚姻関係にある者に限られ、事実上の婚姻関係にある者は含まれないとされた事例（平成27年２月24日　東京地裁判決）… 347
2－3　租税特別措置法第41条に規定する「取得」とは、家屋が住宅としての機能を有する状態となった上、本件控除の適用を求める者に所有権が帰属した場合を指すとされた事例（平成25年10月30日　横浜地裁判決）…… 349
2－4　本件受取証明書は、金融機関の書類等又はクレジットカード等購入あっせん業者の書類等（送金関係書類）のいずれにも当たらず、本件親族に係る扶養控除の適用はないとした事例（令和２年６月24日　裁決）…… 350
2－5　所得税法は、障害基礎年金の受給決定を受けている者であるか否かにかかわらず、所令10条１項各号に掲げる者を障害者控除の対象となる障害者として規定しているから、本件各年分において請求人の配偶者は障害者に該当せず、請求人は障害者控除の適用を受けることはできないとした事例（平成31年３月19日　裁決）…… 351
Ｑ＆Ａ
【配偶者控除等の取扱い】
7－1　内縁の妻…… 352
7－2　外国人についての同一生計配偶者の判定…… 352
7－3　配偶者と死別し再婚した場合…… 353
7－4　死亡した配偶者が他の人の扶養親族とされていた場合に再婚した配偶者の控除…… 354
7－5　配偶者に内職所得がある場合の所得計算…… 354
7－6　配偶者に退職所得がある場合の配偶者特別控除…… 355
7－7　源泉控除対象配偶者等に該当するかどうかの所得の見積り…… 356
7－8　源泉控除対象配偶者に該当しないことになった場合…… 356
7－9　青色事業専従者であった者が嫁いだ場合の配偶者控除等…… 357
7－10　配偶者等が非居住者であった間に支払を受けた国内源泉所得と所得要件…… 357
7－11　配偶者控除等申告書に記載した合計所得金額の見積額が異動した場合…… 358

【扶養控除の取扱い】
7－12　年少扶養親族の申告の必要性…… 359
7－13　親族とは…… 359
7－14　別居している家族…… 361
7－15　離婚後に養育費を送金している場合の扶養親族の判定… 361
7－16　戸籍に未登載の人…… 362
7－17　中国残留孤児の養父母…… 362
7－18　海外勤務期間内に死亡した扶養親族…… 363
7－19　非課税所得等がある場合の扶養親族の所得の計算…… 363
7－20　公的年金がある場合の控除対象扶養親族の判定…… 364
【障害者控除の取扱い】
7－21　常に就床を要し、複雑な介護を要する者…… 365
7－22　身体障害者手帳の交付を受けていない者…… 365
【寡婦控除の取扱い】
7－23　内縁の夫と死別した者…… 367
7－24　夫の生死が明らかでない者…… 367
7－25　控除対象配偶者と寡婦控除…… 368
【ひとり親控除の取扱い】
7－26　事実上婚姻関係にある者の意義…… 369
7－27　配偶者控除とひとり親控除…… 369
【勤労学生控除の取扱い】
7－28　通信教育生…… 370
7－29　私立大学の通信教育を受ける特修生…… 370
【社会保険料控除の取扱い】
7－30　未納の社会保険料…… 372
7－31　社会保険料を前納した場合の取扱い…… 372
7－32　国民年金保険料の２年分前納制度の取扱い…… 373
7－33　国民健康保険の保険料を前納し、報奨金を受けた場合の取扱い…… 374
7－34　死亡者に係る社会保険料控除…… 374
7－35　非居住者であった期間の社会保険料…… 375
【生命保険料控除・損害保険料控除の取扱い】
7－36　保険金受取人が満期と死亡の場合とで異なる場合の取扱い…… 376
7－37　契約者以外の者が保険料を負担する場合の生命保険料控除…… 376
7－38　会社負担の生命保険料…… 377
7－39　生命保険料を前納した場合…… 378
7－40　剰余金の分配があった場合の旧生命保険料の額（１）… 378
7－41　剰余金の分配があった場合の旧生命保険料の額（２）… 379
7－42　いわゆる据置配当がある場合…… 379
7－43　振替貸付けを受けた場合の控除…… 380
7－44　生命保険料、地震保険料の控除を受けるための手続…… 381
7－45　団体特約により支払った保険料の証明書…… 382
7－46　証明書の添付のない申告書を受け取ったときの対応…… 382
【住宅借入金等特別控除の取扱い】
7－47　基準利率に達しない使用者からの借入金等…… 384
7－48　債権譲渡があった場合…… 384
7－49　共有の家屋を連帯債務により取得した場合の借入金の額の計算…… 386
7－50　連帯債務により家屋を取得した場合の各年の年末残高の額の計算…… 388
7－51　借入金の借換え等…… 388
7－52　住宅取得後に変更した住宅ローンの償還期間…… 389
7－53　繰上返済をした場合の償還期間…… 390
7－54　「引き続き居住の用に供している場合」の取扱い …… 391
7－55　居住した年に転居し再び居住した場合の住宅借入金等特別控除…… 392
7－56　再び居住した場合の住宅借入金等特別控除の再適用…… 393
7－57　所得制限により住宅借入金等特別控除の適用がなかっ

た期間がある場合の再適用の可否…… 394
7－58　年末調整による住宅借入金等特別控除の手続…… 395
7－59　（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書を紛失した場合…… 396
7－60　２か所から給与の支給を受けている場合の住宅借入金等特別控除…… 397

第８章　給与所得者が源泉徴収義務者に提出する申告書…… 398

1　「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」…… 398
2　「従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書」…… 399
3　その他の申告書…… 400
4　添付書類…… 400

Q＆A

【給与所得者の扶養控除等（異動）申告書の取扱い】

8－1　同じ世帯に所得者が２人以上いる場合の申告…… 403
8－2　所得者間の控除対象扶養親族の移替え…… 403
8－3　所得者の死亡による扶養親族の移替え…… 404
8－4　扶養控除等の申告をしなかった場合の徴収税額…… 404
8－5　控除対象扶養親族又は障害者等でない者を控除していた場合の支払者の責任…… 405
8－6　控除対象扶養親族等に該当しない者を控除していたことが税務署の調査で発見された場合の処理…… 406

第９章　給与所得に対する源泉徴収…… 408

1　賞与以外の給与に対する源泉徴収…… 409
2　賞与に対する源泉徴収…… 416
3　年末調整…… 418
4　給与の支払明細書の交付…… 428

（参考１）個別通達

1－1　とう氏等が受ける給与に対する源泉所得税の取扱について…… 430
1－2　海外へ出漁する漁船々員に対する課税方法について…… 431
1－3　日雇港湾労働者に支払う給与に対する所得税の取扱いについて…… 433
1－4　営業倉庫の荷役作業に従事する日雇労働者に支払う賃金に対する所得税の取扱いについて…… 436
1－5　建設労務者に支払う給与に対する源泉所得税の取扱いに関する要望について…… 439
1－6　派遣医の給与所得に対する源泉徴収税額表の適用区分… 441

（参考２）判決事例

2－1　取締役会の決議により自主返納した役員給与等の源泉所得税等を、錯誤無効を理由により還付を求めたが認められなかった事例（令和３年12月23日　東京高裁判決）…… 444
2－2　更正処分で否認された売上高を原資として支払われた報酬に係る源泉所得税の還付を求めたが認められなかった事例（令和３年12月22日　東京高裁判決）…… 445

Q＆A

【源泉徴収一般の取扱い】

9－1　給与の支払者が行わなければならない事項…… 446
9－2　一部未払がある場合の源泉徴収の時期と税額…… 448
9－3　概算払の給与から徴収する税額の計算…… 448

【賞与以外の給与に対する源泉徴収の取扱い】

9－4　月額表を適用できない給与の日割額を計算する場合の日数…… 450
9－5　中途就（退）職者に日割計算で支払う給与に対する税額の計算…… 450
9－6　障害者控除等がある場合の「扶養親族等の数」の数え方…… 451

9－7　年の中途で退職した者に係る給与所得者の扶養控除等申告書の効力…… 452
9－8　県が市町村職員を調査委員に委嘱した場合に支給する委員手当についての源泉徴収…… 453
9－9　兼務先が支払う時間外手当についての税額の計算…… 453
9－10　給与を税引で定めた場合の税額計算…… 454
9－11　電子計算機による税額の計算方法の簡素化…… 456
9－12　パートタイマーに支払う給与から徴収する税額の計算… 457
9－13　日額表丙欄の適用の是非…… 458
9－14　丙欄を適用する給与に対する日割額による税額計算の可否…… 459
9－15　日々雇い入れられる者が同じ支払者から継続して給与の支払を受けるかどうかの判定…… 460
9－16　隔日就労する臨時日雇に支払う給与…… 460
9－17　過年分の課税もれ分の税額の簡易計算…… 461
9－18　過去に遡及して扶養手当を返還させた場合の源泉徴収税額の再計算…… 462
【賞与に対する源泉徴収の取扱い】
9－19　賞与とその他の給与との区分…… 463
9－20　前月中に支払った給与がない場合の賞与に対する税額の求め方…… 463
9－21　未払となっている役員賞与等についての源泉徴収の時期…… 464
9－22　賞与に対する税額計算の際の扶養親族等の数…… 465
9－23　賞与から控除する社会保険料の範囲…… 465
9－24　従たる給与の支払者が支払う賞与に対する税額の求め方…… 466
9－25　前月中の賞与以外の給与が未払のとき…… 467
9－26　前月中にベースアップの差額を支給していた場合の前月の通常の給与の額…… 467
9－27　前月中の通常の給与が半期分の役員報酬であるとき…… 468
【年末調整対象者の取扱い】
9－28　年の中途で死亡した者に対する年末調整…… 469
9－29　国内に住所がなくなった者についての年末調整の要否… 469
9－30　中途退職者で退職後他から給与を受けない者に対する年末調整…… 470
9－31　前の支払者の支払った給与と徴収税額がわからないときの年末調整…… 470
9－32　年の中途で海外から帰国した人の年末調整…… 471
9－33　年の中途に非居住者期間を有する人の年末調整…… 471
【年末調整の時期の取扱い】
9－34　その年最後の給与に対する税額計算の省略…… 473
【本年中の収入とされる給与の年末調整の取扱い】
9－35　丙欄を適用した給与に係る年末調整…… 474
9－36　他の主たる給与の支払者が支払った乙欄給与、丙欄給与…… 474
9－37　従たる給与の支払者として支払った給与がある場合の年末調整…… 475
9－38　未払の給与に係る年末調整…… 476
【年末調整の手順の取扱い】
9－39　年末調整後に増加した扶養親族の控除…… 477
9－40　年末調整後に払い込んだ生命保険料等の控除…… 477
9－41　年税額の求め方…… 478
9－42　電子計算機による年税額の求め方…… 479
9－43　年末調整終了後に給与を追給する場合の取扱い…… 482
9－44　年末調整による過納額の処理…… 484
9－45　年末調整の過納額に充てることができる税額…… 485
9－46　支払者が納期の特例の適用者である場合の過納額の還付…… 486
9－47　過納額の還付に２か月以上の長期間を要する場合の取

扱い…… 486
9－48　過納額の還付を終わらないうちに給与の支払者が廃業する場合の取扱い…… 487
9－49　不足額の徴収繰延べ…… 487
9－50　死亡退職者に係る年末調整の不足税額…… 488
9－51　誤って不足額を過大に計算して徴収納付した場合の処理…… 489

第10章　非居住者に支払う給与に対する源泉徴収…… 490

1　非居住者の意義…… 490
2　国内源泉所得とされる給与等の範囲…… 491
3　外国政府等に勤務する職員の給与の非課税…… 492
4　課税の方法…… 493
5　租税条約による源泉徴収の特例…… 493
6　源泉徴収をした所得税の納付…… 496
7　租税条約に基づく軽減又は免除を受けるための手続…… 496
8　外国居住者等所得相互免除法による課税の特例（台湾関係）…… 497

（参考１）判決・裁決事例

１－１　遠洋まぐろ漁船乗組員は非居住者には該当しないとされた事例（平成21年１月27日　東京地裁判決）…… 499
１－２　国外で勤務する請求人の役員は常時使用人として勤務しているとは認められないから、当該役員に対する報酬は国内源泉所得に該当するとした事例（平成24年５月10日 裁決）… 500

Ｑ＆Ａ

【住所の判定等の取扱い】

10－１　住所の判定…… 502
10－２　入国した外国人の住所の判定…… 503
10－３　外国駐在員の駐在期間が延長され在外期間が１年以上となる場合の住所の判定…… 504
10－４　外国法人に派遣された船員の住所…… 505
10－５　日本国内に１年以上居住する米国軍人の家族…… 506

【国内源泉所得とされる給与等の取扱い】

10－６　外国に居住する非常勤の外国人役員に支払う報酬…… 507
10－７　役員で海外支店長を兼ねる人に支払う給与…… 508
10－８　国外において常時使用人として勤務する役員に支払われる利益処分の賞与…… 508
10－９　外国子会社に出向した社員の国内勤務給与…… 509
10－10　現地雇用した外国人漁船員に支払う給与…… 510
10－11　チャーターボーナス…… 511
10－12　出国後にベースアップの差額を遡及して支払う場合の国内源泉所得…… 512
10－13　出国後に期末手当を支給する場合の国内源泉所得の計算…… 513
10－14　有給休暇を利用して永住帰国した外国人社員に支払う有給休暇期間中の給与…… 514
10－15　給与の計算期間の中途で非居住者となった者に対する給与…… 515
10－16　給与の支給期間の中途で非居住者が居住者となった場合の給与…… 515
10－17　帰国直後に支払を受ける賞与…… 516

【非居住者に対する課税方法の取扱い】

10－18　非居住者に支払う賞与の税額の手取計算…… 517

【租税条約の取扱い】

10－19　日米租税条約における短期滞在者免税の滞在日数要件… 519
10－20　短期滞在者免税の要件とされる滞在日数の計算…… 519
10－21　短期滞在者免税の適用を受けていた者の滞在期間が183日を超えた場合…… 520
10－22　米国に出張させた社員に対する米国の課税…… 521

10－23　日本語学校等に通う外国人就学生のアルバイト給与…… 522
10－24　交換教授免税の要件…… 523
10－25　交換教授免税の滞在期間…… 525
10－26　米国居住者である非常勤役員に支払う役員報酬…… 525
【源泉所得税の納付の取扱い】
10－27　外国払の給与…… 527

第11章　退職所得の範囲等…… 528

1　退職所得の範囲…… 528
2　退職の際に支払われる給与で退職手当とされないもの…… 531
3　引き続き勤務する人に支払われる給与で退職手当とされるもの…… 531
4　使用人から執行役員への就任に伴い退職手当等として支給される一時金…… 533
5　受給者が掛金を拠出することにより退職に際して使用者から支払われる一時金…… 534
6　過去の勤務に基づき使用者であった者から支給される年金に代えて支払われる一時金…… 534
7　解雇予告手当…… 535
8　未払賃金立替払制度に基づき国が弁済する未払賃金…… 535
（参考１）個別通達
１－１　生命保険会社が外交員に支給する退職手当等に対する所得税の取扱について…… 536
１－２　公営競走事業等の施行者に雇用される臨時従業員の賃金等に対する所得税の取扱いについて…… 537
（参考２）事前照会に対する文書回答事例
２－１　権利行使期間が退職から10日間に限定されている新株予約権の権利行使益に係る所得区分について…… 540
２－２　厚生年金基金制度から確定給付企業年金制度への移行に伴いプラスアルファ部分相当額を会社が一時金として支給した場合の取扱いについて…… 543
２－３　適格退職年金（閉鎖年金型）の廃止により支払われる一時金の課税上の取扱いについて…… 546
２－４　定年を延長した場合にその延長前の定年に達した従業員に支払った退職一時金の所得区分について…… 550
２－５　定年を延長した場合に従業員に対してその延長前の定年に達したときに支払う退職一時金の所得区分について…… 554
２－６　定年を延長した場合に一部の従業員に対してその延長前の定年に達したときに支払う一時金の所得区分について…… 559
２－７　譲渡制限期間の満了日を「退任日」とする場合の特定譲渡制限付株式の該当性及び税務上の取扱いについて…… 563
２－８　定年延長に伴い打切支給の退職金の支給を受けた従業員が、定年延長期間中に確定給付企業年金から支給を受ける選択一時金の退職所得該当性について…… 570
（参考３）判決・裁決事例
３－１　５年定年制に基づき支給された退職金は退職所得には当たらないとされた事例（昭和58年９月９日　最高裁第２小法廷判決）…… 575
３－２　10年定年制に基づき支給された退職金は退職所得には当たらないとされた事例（昭和58年12月６日　最高裁第３小法廷判決）…… 577
３－３　筆頭株主である代表取締役が監査役に分掌変更したことにより支払を受ける退職金は、退職所得に当たるとされた事例（平成20年６月27日　東京地裁判決）…… 578
３－４　勤務先から、専務取締役であった勤続期間に係る役員退職慰労金として支給された一時金について、請求人が所得税基本通達30－２の⑶に定めるその職務の内容又はその地位が激変した者に該当するとして、退職所得に該当するとした事例（平成15年６月25日　裁決）…… 580

３－５　年金受給者が、厚生年金の給付水準の引下げに際し、将来の年金の総額に代えて受給した一時金は、勤務先を退職した年分の退職所得に当たるとした事例（平成18年７月12日裁決）…… 580
３－６　使用人兼務役員として勤務する会社の適格退職年金制度の廃止に伴い、年金信託契約の受託者から受領した一時金は、所得税法第31条に規定する退職手当等とみなす一時金ではなく一時所得に該当するとした事例（平成20年３月11日裁決）…… 581
３－７　雇用関係のない従事員会から、退会せん別金の給付に関する事業を廃止することに伴い支給を受けた金員は、退職所得とは認められず、一時所得に該当するとした事例（平成22年３月24日　裁決）…… 582
３－８　請求人が在職中に勤務先の親会社から同社のリストリクテッド・シェア（譲渡等制限付株式）を付与されたことによる所得は、退職所得ではなく、給与所得に当たるとした事例（平成23年２月１日　裁決）…… 583
３－９　契約期間を満了して退職する期間契約社員に対し慰労金名目で支給された金員は、退職により一時に受ける給与というための要件を満たしているから、退職所得に該当するとした事例（平成23年５月31日　裁決）…… 584
３－10　役員の分掌変更の翌事業年度に支払われた金員を当該役員に対する退職給与として取り扱うことはできないとした事例（平成24年３月27日　裁決）…… 585
３－11　役職に変動がなくても労働条件等に重大な変動があり、単なる従前の勤務関係の延長とみることはできないとして、退職手当等としての性質を有する給与に該当すると認定した事例（平成26年12月１日　裁決）…… 586
Ｑ＆Ａ
【退職所得の範囲等】
11－１　退職時に行う残存年次休暇の買上げ…… 588
11－２　外国人である使用人の解雇に伴い支払った和解金…… 588
11－３　退職者に支払った紛争解決金の所得区分…… 589
11－４　季節労務者の離職慰労金…… 590
11－５　福利厚生等を目的とした従業員団体から退職者が支払を受ける一時金…… 590
11－６　確定給付企業年金の給付減額に伴い支給される一時金… 591
11－７　法人成りにより支給を受ける小規模企業共済契約の一時金…… 592
11－８　退職付加金の所得区分…… 593
11－９　清算人の退職金…… 594
11－10　生命保険外交員の退職金…… 594
11－11　退職金として生命保険契約に関する権利を与える場合の評価…… 595
11－12　役員退職金制度の廃止に伴い付与される新株予約権…… 596
11－13　厚生年金基金の解散により加入者が支払を受ける残余財産の分配金（原則的取扱い）…… 596
11－14　母体企業の倒産により解散した厚生年金基金から支払われる残余財産の分配金…… 597
11－15　特定退職金共済団体の内容…… 598
11－16　特定退職金共済団体が行う事業が「退職金共済事業」を主たる目的とするか否かの判定基準…… 601
11－17　適格退職年金制度の廃止により年金受給者に支払われる分配一時金…… 601
11－18　年金に代えて支給する一時金の所得区分…… 602
11－19　退職賞与…… 603
11－20　定年退職に当たり実施する慰安旅行の費用…… 604
【退職金の打切り支給】
11－21　定年延長に伴い旧定年時及び新定年前の退職者に支給する金員の所得区分…… 605

11－22　定年経過後に支給する退職金…… 606
11－23　使用人兼務役員から専任役員となった者に支払う退職金（打切り支給）…… 607
11－24　転籍者が退職するに当たり転籍前の法人が支給する追加退職金…… 608
11－25　子会社に転籍した者に対して追加払する退職金…… 608
11－26　確定拠出年金制度への移行による退職金の打切り支給… 609
11－27　個人型の確定拠出年金制度の加入による退職金の打切り支給…… 610
11－28　確定拠出年金制度への移行に係る資産移換又は一時金受領の選択が従業員に認められている場合の取扱い…… 611
11－29　確定拠出年金制度への移行に当たり規約で同制度の加入者とされない従業員に打切り支給する退職金…… 612
11－30　中小企業退職金共済制度への移行に係る払込金額の上限超過額の打切り支給…… 613
11－31　合併に伴い被合併法人の従業員に支給する一時金…… 614

第12章　退職所得の収入すべき時期…… 616

1　退職手当の収入確定日…… 616
2　２以上の退職手当の支給を受ける場合…… 617

（参考１）判決事例

１－１　免職処分に係る訴訟確定後に受領した退職手当は、免職処分がされた年の収入すべき金額であるとされた事例（平成29年１月13日　東京地裁判決）…… 619

Ｑ＆Ａ

【退職所得の収入すべき時期】

12－１　労働組合の役員に対する退職金の収入すべき時期…… 621
12－２　死亡退職金に対する源泉徴収の要否…… 621
12－３　退職の日後に死亡した従業員の退職金に対する源泉徴収の要否…… 622
12－４　死亡後に支給の確定した退職金の改訂差額…… 623

第13章　退職所得の課税標準…… 624

1　退職所得の金額…… 624
2　短期退職手当等…… 624
3　特定役員退職手当等…… 625

第14章　退職所得控除額の計算…… 626

1　通常の場合の退職所得控除額の計算…… 626
2　特殊な場合の退職所得控除額の計算…… 627

Ｑ＆Ａ

【障害退職の判定】

14－１　障害者となった後通常の勤務に服して退職する場合の退職所得控除額…… 630
14－２　障害者となった後ほとんど勤務しなかった場合の退職所得控除額…… 630

【特殊な場合の退職所得の計算】

14－３　居住者が非居住者期間内に国外源泉所得である退職手当等の支払を受けている場合…… 632
14－４　退職金の支払者から既に退職金の支払を受けている場合の退職所得控除額…… 632
14－５　親会社から既に退職金の支払を受けている場合の退職所得控除額…… 633
14－６　他社に勤務している期間とみなし退職所得に係る加入期間が重複している場合の退職所得控除額…… 635
14－７　使用人から役員に昇格した者の退職所得控除額…… 636
14－８　前年以前４年内に他の退職手当を受けている場合の退

職所得控除額…… 637
14－9　前年以前４年内に受けた退職金に控除不足がある場合の退職所得控除額…… 638
14－10　前年以前19年内に確定拠出年金一時金を受けている場合の退職所得控除額…… 639
14－11　他に勤務した期間等が退職金の支払額の計算の基礎とされているかどうかの判定…… 640

第15章　退職所得の勤続年数の計算…… 642

1　通常の場合の勤続年数の計算…… 642
2　特殊な場合の勤続年数の計算…… 643

Q＆A

【通常の場合の勤続年数の計算】

15－1　役員退職金制度の廃止に伴う退職金を退任時に支給する場合の取扱い…… 646
15－2　勤続期間の計算の始期及び終期…… 647
15－3　海外勤務について勤続期間を加算して退職金を支払う場合の勤続年数…… 648
15－4　勤続期間の一部を退職金の計算の基礎としている場合の勤続年数…… 648
15－5　社員から役員になった者の勤続年数…… 649
15－6　病気休職中の期間と勤続年数…… 649
15－7　他社に派遣されていた休職中の期間と勤続年数…… 649
15－8　日雇労働者であった期間と勤続年数…… 650
15－9　過去勤務期間通算制度と勤続年数…… 651
15－10　労働組合事務専従者であった期間と勤続年数…… 651
15－11　帰休により勤務を要しなかった期間がある者の勤続年数…… 652
15－12　被合併法人に勤務していた者の勤続年数…… 652
15－13　個人事業を法人組織にした場合の勤続年数…… 652
15－14　事業の譲受けがあった場合の勤続年数…… 654
15－15　他の勤務期間を一定率により換算している場合の勤続年数…… 654

【特殊な場合の勤続年数の計算】

15－16　親子会社間の勤続期間を通算して退職金を支払う場合の勤続年数…… 656
15－17　親子会社の双方が同時に退職金を支払う場合の勤続年数…… 656
15－18　他に勤務した期間の一部を退職金の計算の基礎に含めている場合の勤続年数…… 657
15－19　他から支払を受けた退職金を会社が受け入れている場合の勤続年数…… 657
15－20　既に支払を受けた退職金を返還していた場合の勤続年数…… 658
15－21　既に支払った退職金が勤続期間の一部に対応するものであった場合の勤続年数…… 658
15－22　同一年中に２か所以上から退職金を受ける場合の勤続年数…… 659
15－23　日数を月数に、月数を年数に換算する方法…… 660
15－24　みなし退職所得がある場合の勤続年数…… 660
15－25　みなし退職所得についての勤続年数…… 661
15－26　みなし退職所得の勤続年数の計算…… 661
15－27　退職手当等とみなされる一時金につき、支払額の計算の基礎とならない制度加入期間がある場合…… 663
15－28　過去勤務債務に係る期間がある場合の勤続年数…… 663
15－29　任意継続組合員であった期間がある場合の勤続年数…… 664
15－30　脱退一時金の移換を受けた確定給付企業年金が支払う退職一時金等に係る退職所得の勤続年数…… 664

第16章　短期退職手当等に係る退職所得…… 666

1　短期退職手当等の範囲…… 666
2　短期退職手当等に係る退職所得の課税標準…… 667
3　短期退職所得控除額の計算…… 672

Q＆A

【短期退職手当等の範囲】

16－1　使用人兼務役員期間がある場合の短期退職手当等の判定…… 675

【短期退職手当等に係る退職所得の課税標準】

16－2　短期退職手当等に係る源泉徴収税額の計算方法…… 676
16－3　同一年中に一般退職手当等と短期退職手当等の支給を受けた場合の退職所得の金額等の計算…… 677
16－4　同一年中に短期退職手当等と特定役員退職手当等の支給を受けた場合の退職所得の金額等の計算…… 678
16－5　同一年中に一般退職手当等、短期退職手当等及び特定役員退職手当等の支給を受けた場合の退職所得の金額等の計算…… 680

第17章　特定役員退職手当等に係る退職所得…… 682

1　特定役員退職手当等の範囲…… 682
2　特定役員退職手当等に係る退職所得の課税標準…… 683
3　特定役員退職所得控除額の計算…… 684

（参考１）裁決事例

1－1　代表取締役が執行役員を兼務したとしても、その業務は代表取締役としての地位で行われたとみるのが相当であるから、特定役員退職手当等に該当するとした事例（令和２年９月３日判決）…… 688

Q＆A

【特定役員退職手当等の範囲の取扱い】

17－1　役員等の勤続年数が５年以下であるかどうかの判定の原則…… 689
17－2　役員等の勤続年数が５年以下であるかどうかの判定（使用人兼務役員期間）…… 689
17－3　役員等の勤続年数が５年以下であるかどうかの判定（常勤役員から非常勤役員になった際に退職金の打切り支給があった場合）…… 690
17－4　役員等の勤続年数が５年以下であるかどうかの判定（使用人兼務役員から専任役員になった際に退職金の打切り支給があった場合）…… 691
17－5　役員等の勤続年数が５年以下であるかどうかの判定（一時勤務しなかった期間がある場合）…… 691

【特定役員退職手当等に係る退職所得の課税標準】

17－6　同一法人から使用人としての退職金と特定役員退職手当等とが支給される場合の退職所得の計算（重複勤続期間がない場合）…… 693

【特定役員退職所得控除額の計算】

17－7　特定役員退職手当等に係る退職所得控除額の計算方法… 695
17－8　同一年中に異なる会社からそれぞれ退職手当等の支給を受ける場合…… 696
17－9　役員等勤続年数の計算…… 696
17－10　取締役退任後、監査役に就任した場合…… 697
17－11　同一法人から使用人としての退職金と特定役員退職手当等とが支給される場合の退職所得の計算（重複勤続期間がある場合）…… 697
17－12　同一年中に２社から特定役員退職手当等と一般退職手当等の支給を受けた場合の退職所得等の計算…… 699
17－13　同一年中に２社から役員退職金の支給を受けた場合の源泉徴収税額の計算…… 701

17－14　特定役員退職手当等の支給を受けた年の前４年内に他社から退職金の支給を受けている場合の退職所得金額の計算… 703

第18章　退職所得に対する源泉徴収…… 706

１「退職所得の受給に関する申告書」の提出があった場合の源泉徴収…… 706
２「退職所得の受給に関する申告書」の提出がなかった場合の源泉徴収…… 707
３「退職所得の受給に関する申告書」の保存 …… 708
４　申告書への個人番号の記載の特例…… 708

Ｑ＆Ａ

【退職所得に対する源泉徴収】

18－１　退職金を分割支給する場合の税額計算…… 710
18－２　退職給与規程の改訂により差額を追給する場合の税額計算…… 711
18－３　同時に数社の退職金を受ける場合の税額計算…… 711
18－４　同一年中に２か所以上から退職金を受ける場合の税額計算…… 712
18－５　同一年中に２か所より退職手当の支給を受け、１か所からの退職手当が退職所得控除額に満たない場合…… 713
18－６　一の退職により２以上の退職金の支払がある場合の課税年分…… 714
18－７　年金の一時払を退職所得とする場合の税額計算…… 714
18－８　２回目以後の退職金の税額が赤字となるときの源泉徴収…… 715
18－９　派遣役員等の退職金に対する源泉徴収…… 716
18－10　退職金の一部を手形で支払った場合の源泉徴収…… 716
18－11　退職金を供託した場合の源泉徴収とその時期…… 717
18－12　復職に際し退職金を返還した場合の税金の還付…… 717
18－13　破産管財人が破産法人の元従業員に対して配当する退職金…… 718
18－14「退職所得の受給に関する申告書」の記載不備 …… 719

第19章　非居住者に支払う退職金に対する源泉徴収…… 720

１　国内源泉所得の範囲…… 720
２　退職所得についての選択課税…… 721

（参考１）事前照会に対する文書回答事例

１－１　既に退職所得の選択課税の申告書を提出している非居住者が退職手当等の追加支給を受けた場合の手続について…… 722

Ｑ＆Ａ

【国内源泉所得の範囲】

19－１　非居住者である非常勤役員の退職金…… 725
19－２　海外勤務者の退職所得の課税年分…… 727
19－３　非居住者であった期間に退職した者が帰国後に退職金の改訂差額の支給を受けた場合の課税…… 728
19－４　非居住者がみなし退職所得を受ける場合の租税条約の適用…… 729

凡　例

1　解説及びＱ＆Ａ回答の末尾等に付した参照事項においては、次の略称を使用しています。

法	所得税法
令	所得税法施行令
規	所得税法施行規則
措法	租税特別措置法
措令	租税特別措置法施行令
措規	租税特別措置法施行規則
通則法	国税通則法
通則法令	国税通則法施行令
通則法規	国税通則法施行規則
災免法	災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律
災免法令	災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律に関する政令
震災特例法	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律
復興財確法	東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法
基通	所得税基本通達
法基通	法人税基本通達
措通	租税特別措置法関係通達（所得税法編）
平７課法８－１	国税庁長官通達年度、通達番号等

2　本書の回答は、令和５年５月１日現在の法令、通達によっております。

第１章　総　　論

問１－１（p.39）
問１－２（p.30）
参考１－１（p.25）
参考２－１（p.34）
参考２－２（p.35）

所得税は、所得者自身が、所得金額と税額を計算し自主的に申告して納付する、いわゆる「申告納税制度」が建前とされていますが、特定の所得については、その所得の支払の際に支払者が所得税を徴収して納付する源泉徴収制度が採用されています。

この源泉徴収制度は、①給与や利子、配当、税理士報酬などの所得を支払う者が、②その所得を支払う際に所定の方法により所得税額を計算し、③その所得の支払金額からその所得税額を差し引いて国に納付するというものです。

また、復興特別所得税（後述「９」参照）においても、平成25年１月１日から令和19年12月31日までの間に生じる所得のうち、所得税の源泉徴収の対象とされている所得については、所得税を徴収する際に、復興特別所得税を併せて徴収し、徴収した所得税と併せて納付する源泉徴収制度が採用されています。

この源泉徴収制度により徴収された所得税及び復興特別所得税の額は、源泉分離課税とされる利子所得などを除き、例えば、報酬・料金等に対する源泉徴収税額については確定申告により、また、給与に対する源泉徴収税額については、通常は年末調整という手続を通じて、精算される仕組みになっています。

このうち、給与所得の源泉徴収に関して必要な専門用語や手続について、最初に説明しておきます。

１　源泉徴収義務者

源泉徴収義務者とは、所得税や復興特別所得税を源泉徴収して国に納付する義務のある者をいいます。源泉徴収の対象とされている所得の支払者は、それが会社や協同組合である場合はもちろん、学校、官公庁であっても、また、個人や人格のない社団・財団であっても、すべて源泉徴収義務者とされています（法６、復興財確法８②）。

ただし、常時２人以下の家事使用人のみに対して給与の支払をする個人が支払う給与や退職手当、弁護士報酬などの報酬・料金等については、所得税の源泉徴収を要しないこととされています（法184、200、204②二）。

２　給与所得に対する源泉所得税及び復興特別所得税の納税地

⑴　納税地

源泉所得税は、その納税地の所轄税務署に納付することになります。この場合の納税地は、次の⑵に対するものを除き、給与所得の支払事務を取り扱う事務所や事業所等のその支払の日における所在地とされています（法17）。

したがって、例えば、本店の使用人等に対する給与の支払事務はその本店で取り扱い、支店の使用人等に対する給与の支払事務はその支店で取り扱っているような場合には、その支払事務を取り扱っている本店や支店の所在地が、それぞれその支払う給与に対する源泉所得税の納税地であり、その納税地の所轄税務署に源泉所得税を納付することになります。

なお、その支払事務を取り扱う事務所や事業所等

の移転があった場合には、移転前の支払に対する源泉所得税の納税地は、移転の届出書に記載すべき移転後の事務所等の所在地とされています（法17、令55①）。

また、源泉徴収に係る復興特別所得税の納税地は、源泉所得税の納税地とされていますので、源泉徴収した復興特別所得税はその納税地の所轄税務署に源泉所得税と併せて納付することになります（復興財確法11②）。

⑵　納税地の特例

次に掲げる所得に対する源泉所得税の納税地は、それぞれ次に掲げる所在地とされています（令55②）。

①　国外において支払われる国内源泉所得とされる給与等……給与等の支払者の国内にある事務所等の所在地

②　役員に対する賞与でその支払確定後１年を経過した日までに支払がないため、同日において支払があったとみなされるもの……同日においてその支払をするものとしたならば、その支払事務を取り扱うと認められるその支払者の事務所等の所在地

⑶　納税地に関する届出

①　「給与支払事務所等の開設届出書」の提出

給与の支払者は、次に掲げる事実が生じた場合には、その事実が生じた日から１か月以内に「給与支払事務所等の開設届出書」を、その給与支払事務所等の所在地の所轄税務署長に提出することとされています（法230、規99）。

イ　新たに給与の支払事務を取り扱う事務所等を設けたこと（例えば、法人の設立、支店や営業所の開設等）。

ロ　支店、営業所等で新たに給与の支払事務を取り扱うこととなったこと。

㈱　個人が新たに事業を始めたり、事業を行うための事務所などを設けたりした場合には、別に「個人事業の開業等届出書」を所轄税務署長に提出することになっていますので（法229）、「給与支払事務所等の開設届出書」を提出する必要はありません（法230）。

②　「給与支払事務所等の移転（廃止）届出書」の提出

給与の支払者は、次に掲げる事実が生じた場合には、その事実が生じた日から１か月以内に「給与支払事務所等の移転（廃止）届出書」を、その給与支払事務所等の所在地の所轄税務署長に提出することとされています（法230、規99）。

イ　解散や廃業、休業、従業員全員の退職等により給与の支払がなくなったこと。

ロ　支店や営業所等では給与の支払事務を取り扱わなくなったこと。

ハ　給与の支払事務を取り扱う事務所等を移転したこと。

㈱　給与の支払事務を取り扱う事務所等を移転した場合には、移転前の納税地の所轄税務署長にこの届出書を提出することになっています（規99）。また、個人の事業者が事業を行う事務所等を移転したり廃止した場合には、「個人事業の廃業等届出書」を所轄税務署長に提出することになっていますので（法229）、「給与支払事

務所等の移転（廃止）届出書」を提出する必要はありません（法230）。

３　源泉徴収をする時期

所得税及び復興特別所得税の源泉徴収をする時期は、現実に源泉徴収の対象となる所得を支払う時です。

したがって、これらの所得を支払うことが確定していても、現実に支払われなければ源泉徴収をする必要はありません。

㈱　源泉徴収を行う際の「支払」とは、現実に金銭を交付する行為のほか、元本に繰り入れ、又は預金口座に振り替えるなどその支払の債務が消滅する一切の行為とされています（基通181～223共－１）。

ただし、法人の役員に対する賞与について支払の確定した日から１年を経過した日までにその支払がない場合には、その１年を経過した日に源泉徴収をすることとされています（法183②）。

４　源泉徴収をした所得税等の納付

⑴　納付期限

問１－３（p.40）

源泉徴収義務者が源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税（「所得税等」といいます。）は、その源泉徴収の対象となる所得を支払った月の翌月10日までに納付しなければならないこととされています（法181ほか）。

ただし、国内に事務所、事業所等を有する者が非居住者に対し国外において国内源泉所得を支払った場合に源泉徴収をした所得税等の納付期限は、その支払った月の翌月末日とされます（法212②）。

なお、この納付期限の日が日曜、祝日などの休日や、土曜日に当たる場合には、その休日明けの日が納付期限となります（通則法10②、通則令２②）。この納付期限までに納付がない場合には、源泉徴収義務者は延滞税や不納付加算税などを負担しなければならないことになります（通則法60、67、68）。

問１－５（p.41）

⑵　納期の特例

給与の支給人員が常時10人未満である源泉徴収義務者については、その納付手続を簡単にするために、給与や退職手当、税理士等の報酬・料金について源泉徴収をした所得税等を次のように年２回にまとめて納付する、納期の特例の制度が設けられています（法216）。

源泉所得税等の区分	納付期限
１月から６月までに支払った所得から源泉徴収をした所得税等の額	７月 10 日
７月から 12 月までに支払った所得から源泉徴収をした所得税等の額	翌年１月 20 日

この納期の特例の適用を受けるためには、所轄税務署長に「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書」を提出してその承認を受けることが必要です（法217）。この承認申請書を提出した日の属する月の翌月末日までに税務署長から承認又は却下の通知がない場合には、その申請をした月の翌月末日において承認があったものとされ、その申請をした月の翌月に支払った所得（翌々月の納付分）からこの特例が適用されます（法216、217⑤）。

なお、この納期の特例の適用を受けるための申請書は、いつでも提出することができます。

㈱１　納期の特例の対象は、次に掲げるものに限られ

ます（法216）。

⑴　給与及び退職手当（非居住者に支払ったこれらのものを含みます。）について源泉徴収をした所得税等

⑵　弁護士（外国法事務弁護士を含みます。）、司法書士、土地家屋調査士、公認会計士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、測量士、建築士等に支払った所得税法第204条第１項第２号に掲げる報酬・料金について源泉徴収をした所得税等

２　申請書の用紙は、税務署に用意してあるほか、国税庁ホームページにも掲載されています。

⑶　納付の手続

問１－４（p.40）

源泉徴収をした給与所得に対する所得税等は、「給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書（納付書）（一般用及び納期特例用）」（略号㊫）を添えて最寄りの金融機関や所轄の税務署の窓口で納付します（法220、規80、通則法34①、復興財確法28⑧）。

また、e-Taxを利用して納付することもできます。

５　誤納額の還付

問１－６（p.42）
参考２－４（p.37）

源泉徴収義務者が源泉所得税等として正当税額を超えて納付した場合には、正当税額と納付税額との差額は、その納付の日に生じた過誤納金として、納税地の所轄税務署長から源泉徴収義務者に還付されることになっています。

この場合、源泉徴収義務者がその過誤納金の還付を受けるには「源泉所得税の誤納額還付請求書」を納税地の所轄税務署長に提出する建前となっていますが、その過誤納金が給与所得から徴収する所得税について生じたものであるときは、還付請求書を提出して還付を受けることに代え、「源泉所得税の誤納額充当届出書」を提出して、その事務所等で以後納付することになる給与に対する税額のうちから控除する方法により還付する便法が認められています（基通181～223共－６）。

６　不納付加算税、延滞税

源泉徴収義務者が、源泉所得税等を法定納期限までに納付しなかった場合には、本税のほかに次の不納付加算税等及び延滞税が賦課されます。

⑴　不納付加算税（通法67）

参考１－２（p.28）
問１－７（p.43）
問１－８（p.44）

納付税額×10％（又は５％）

＝不納付加算税の額（5,000円未満不徴収）

法定納期限後に自主的に納付した場合において、調査があったことにより納税告知があるべきことを予知してされたものでないときは、５％に軽減されます。

ただし、法定納期限までに納付しなかったことについて正当な理由があると認められる場合には、課税されません。

⑵　重加算税（通法68③）

参考１－３（p.30）
問１－９（p.45）

納付税額×35％

＝重加算税の額（5,000円未満不徴収）

納税者が、事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基づき源泉所得税等を法定納期限までに納付しなかったときは、不納付加算税に代え、本税の35％相当額の重加算税が賦課されます。

㊟１　平成29年１月１日以後に法定納期限が到来するものにつき、過去５年以内に重加算税が課された

者については、10％加算されます（通則法68④）。

２　令和４年１月１日以後、一定の要件に従ってスキャナ保存が行われている国税関係書類に係る電磁的記録若しくはその要件に従ってスキャナ保存が行われていない国税関係書類に係る電磁的記録又は保存義務者により行われた電子取引の取引情報に係る電磁的記録に記録された事項に関し納税の告知又は納税の告知を受けることなくされた納付があった場合の重加算税の額については、通常課される重加算税の金額に、その重加算税の基礎となるべき税額（その電磁的記録に記録された事項に係る事実に基づく本税額に限ります。）の10％に相当する金額を加算した金額とされます（令和４年１月１日以後の電子帳簿保存法８⑤）。

⑶　延滞税（通法60）

未納税額（本税の額）×期間（日数）×令和５年は年利2.4％（２か月経過後8.7％）

＝延滞税の額（1,000円未満不徴収）

㈱１　本税の額に10,000円未満の端数があるとき、又はその税額の全額が10,000円未満であるときは、その端数又はその全額を切り捨てます。

２「期間」は、法定納期内の翌日から納付する日までの日数です。

３　平成27年以後の延滞税の割合は、次のとおりです。

①　納期限までの期間及び納期限の翌日から２月を経過する日までの期間については、年「7.3％」と「延滞税特例基準割合（※１）（令和２年前は特例基準割合（※２））＋１％」のいずれか低い割合を適用することとなり、下表①の割合が適用されます。

②　納期限の翌日から２か月を経過する日の翌日以後については、年「14.6％」と「延滞税特例基準割合（※１）（令和２年前は特例基準割合（※２））＋7.3％」のいずれか低い割合を適用することとなり、下表②の割合が適用されます。

※１　延滞税特例基準割合とは、平均貸付割合（前々年の９月から前年８月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計額を12で除して得た割合として各年の前年11月30日までに財務大臣が告示する割合）に１％を加算した割合をいいます（措法94①）。

※２　特例基準割合とは、前々年の10月から前年９月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計額を12で除して得た割合として各年の前年12月15日までに財務大臣が告示する割合に１％を加算した割合をいいます（令２改正前の旧措法93②）。

期　　間	割　合	
	①	②
平成27年１月１日～平成28年12月31日	2.8％	9.1％
平成29年１月１日～平成29年12月31日	2.7％	9.0％
平成30年１月１日～令和２年12月31日	2.6％	8.9％
令和３年１月１日～令和３年12月31日	2.5％	8.8％
令和４年１月１日～令和５年12月31日	2.4％	8.7％

７　源泉徴収票の提出

⑴　給与所得の源泉徴収票

①　給与所得の源泉徴収票の提出

居住者に対して給与の支払をする者は、年末調整終了後に各受給者について、その年の１月から12月までの間に支払の確定した給与の金額や源泉徴収税額などを記載した「給与所得の源泉徴収票」を２部作成し、そのうち１部を合計票に添付して翌年１月31日まで（年の中途で退職した受給者については、退職後１か月以内）に税務署長に提出し、他の１部を受給者に交付しなければなりません（法226①、規93①）。

問１－10（p.46）

なお、年の中途で退職した受給者の源泉徴収票については、その他の受給者分と併せて退職の年の翌年１月31日までに税務署長に提出することとして差し支えありません。

また、給与の支払をする者が税務署長に提出する「給与所得の源泉徴収票」には、受給者、控除対象配偶者（年末調整の適用を受けていない者については、源泉控除対象配偶者）、特別控除対象配偶者、控除対象扶養親族及び給与の支払をする者の個人番号又は法人番号を記載する必要があります。

ただし、受給者に交付する「給与所得の源泉徴収票」については、受給者等の個人番号又は法人番号を記載しないこととされています。

㈱　源泉徴収票及び支払調書は、書面による提出のほかe-Taxによる提出や光ディスク等による提出もできます。

なお、平成26年１月１日以後、源泉徴収票や支払調書を提出する場合において、その種類ごとに、その年の前々年に提出すべきであった源泉徴収票や支払調書の枚数が100枚以上であるものについては、e-Tax又は光ディスク等により提出しなければなりません（法228の４①）。

②　提出不要限度額

その支払う給与が、次のいずれかに該当する給与である場合には、①にかかわらず、その給与についての源泉徴収票を税務署長に提出する必要はありません（規93②）。

イ　法人の役員（相談役、顧問その他これらに類する人を含みます。）に支払う給与で、年末調整をしたその年分の給与の金額が150万円以下のもの

ロ　弁護士、公認会計士、税理士、弁理士など（所得税法第204条第１項第２号に規定する人）に支払う給与で、年末調整をしたその年分の給与の金額が250万円以下のもの

ハ　イ及びロ以外の給与で年末調整をしたその年分の給与の金額が500万円以下のもの

ニ　「給与所得者の扶養控除申告書」を提出した人に支払う給与で、年末調整をしなかったその年分の給与の金額が250万円以下のもの（役員の場合には、50万円以下のもの）

ホ　「給与所得者の扶養控除申告書」を提出しない人に支払う給与で、その年分の給与の金額が50万円以下のもの

③　非居住者の給与所得等の支払調書

非居住者に給与や報酬などを支払う者は、その支払を受ける者ごとにその支払金額や源泉徴収税

額などを記載した「支払調書」を作成し、翌年１月31日までに合計表とともに税務署長に提出しなければなりません（法225①、規89）。

ただし、その年中の支払金額が50万円以下である場合には、提出する必要はありません（規89④）。

⑵　退職所得の源泉徴収票

居住者に対して退職手当等の支払をする者は、各受給者について支払の確定した退職手当等の金額や源泉徴収税額などを記載した「退職所得の源泉徴収票」を２部作成し、そのうち１部を合計表とともに退職後１か月以内に税務署長に提出し、他の１部を受給者に交付しなければなりません（法226②、規94①）。この場合、その年中の源泉徴収票を取りまとめて、翌年１月31日までに提出することとしても差し支えありません。

ただし、法人の役員（相談役、顧問その他これらに類する人を含みます。）以外の人に支払う退職所得については、上記にかかわらず、源泉徴収票を税務署長に提出する必要はありません（規94②）。

なお、退職手当等の支払をする者が税務署長に提出する「退職所得の源泉徴収票」には、退職手当等の受給者及び退職手当等の支払をする者の個人番号又は法人番号を記載する必要があります。

ただし、受給者に交付する「退職所得の源泉徴収票」については、受給者等の個人番号又は法人番号を記載しないこととされています。

８　災害被災者に対する救済

⑴　給与所得者が被害を受けた場合

①　災免法の適用

給与等の支払を受ける人が震災、風水害、落雷、火災等の災害により大きな被害を受けたときは、「災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律」（「災免法」といいます。）によって、源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予や還付を受けることができます。

イ　災害による住宅又は家財の損害額がその住宅又は家財の価額の50％以上で、かつ、その年分の合計所得金額の見積額が1,000万円以下である場合

この場合の取扱いは次のとおりです（災免法３②③、災免令３の２）。

なお、「所得税額」には、復興特別所得税の額を含みます（復興財確法33①）。

その年分の合計所得金額の見積額等		徴収猶予される金額	還付される金額
500万円以下		災害のあった日からその年の12月31日までの間に支払を受ける給与につき源泉徴収をされる所得税額	その年１月１日から災害のあった日までの間に支払を受けた給与につき源泉徴収をされた所得税額
500万円を超え750万円以下の場合	⑴　6月30日以前に災害を受けた場合	災害のあった日から６か月を経過する日の前日までの間に支払を受ける給与につき源泉徴収をされる所得税額	なし
	⑵　７月１日以後に災害を受けた場合	災害のあった日からその年の12月31日までの間に支払を受ける給与につき源泉徴収をされる所得税額	７月１日から災害のあった日までの間に支払を受けた給与につき源泉徴収をされた所得税額

	⑶　⑴又は⑵に代えてこの項によることを選択した場合	災害のあった日からその年の12月31日までの間に支払を受ける給与につき源泉徴収をされる所得税額の２分の１	その年１月１日から災害のあった日までの間に支払を受けた給与につき源泉徴収をされた所得税額の２分の１
750万円を超え1,000万円以下の場合	⑴　９月30日以前に災害を受けた場合	災害のあった日から３か月を経過する日の前日までの間に支払を受ける給与につき源泉徴収をされる所得税額	なし
	⑵　10月１日以後に災害を受けた場合	その年の12月31日までの間に支払を受ける給与につき源泉徴収をされる所得税額	なし

㈱「500万円を超え750万円以下の場合」の⑴及び「750万円を超え1,000万円以下の場合」の⑴の徴収猶予期間は、延長される場合があります（災免令３の２⑥）。

ロ　災害による雑損失の金額の見積額又は繰越雑損失の金額がある場合

被災者の申請に基づき災害のあった年又はその翌年以後３年以内の各年において、税務署長が承認した徴収猶予開始日以後その年12月31日までの間に支払を受けるべき給与の収入金額（見積給与額）のうち、雑損失の金額の見積額又は繰越雑損失の金額、見積給与額に応ずる給与所得控除額及び配偶者控除額等の見積額並びに所得金額調整控除額の見積額の合計額（徴収猶予限度額）に達するまでの金額について源泉所得税及び復興特別所得税の徴収が猶予されます（災免法３⑤、災免令９、10、復興財確法33①）。

㈱　配偶者控除額等の見積額とは、障害者控除の額、寡婦控除の額、ひとり親控除の額、勤労学生控除の額、配偶者控除の額、配偶者特別控除の額、扶養控除の額及び基礎控除の額の見積額の合計額をいいます。

②　雑損控除の適用

上記①の災免法による徴収猶予又は還付を受けていても、雑損控除を受ける方が有利なときは、確定申告の際に、雑損控除の適用を受付ることができます（法72）。

⑵　源泉徴収義務者が被害を受けた場合

①　納税の猶予

災害により、源泉徴収義務者がその財産につき相当な損失を受けた場合において、その者がその損失を受けた日以後１年以内に納付すべき源泉所得税及び復興特別所得税で次のいずれにも該当するものについては、その災害のやんだ日から２か月以内に申請を行うことにより、所轄税務署長は、納期限（納税の告知がされていないものについては、その法定納期限）から１年以内の期間に限り、源泉所得税の全部又は一部の納税を猶予することができます（通則法46①）。

イ　災害のやんだ日の属する月の末日以前に納税義務の成立するもの

ロ　納期限（納税の告知がされていない源泉所得税及び復興特別所得税については、その法定納期限）がその損失を受けた日以後に到来するもの

ハ　申請の日以前に納付すべき税額の確定したも

の

② 災害等による期限の延長

災害その他やむを得ない理由により、国税に関する法律に基づく申告、申請、請求、届出その他書類の提出、納付などがその期限までにできないと認められるときは、災害等の理由のやんだ日から２か月以内の範囲で、その期限が延長されます。これには、地域指定、対象者指定及び個別指定による場合があります（通則法11、通則令３）。

イ　地域指定

災害による被害が広い地域に及ぶ場合、国税庁長官が延長する期日と地域を定めて告示しますので、その告示の期日までに申告、納付などをすればよいことになります。

ロ　対象者指定

国税庁が運用するシステムが、期限間際に使用不能であることなどにより、システムを利用して申告、納付などをすることができない人が多数に上ると認められる場合には、国税庁長官が延長する対象者の範囲と期日を定めて告示しますので、その告示の期日までに申告、納付などをすればよいことになります。

ハ　個別指定

所轄税務署長に対し、申告、納付などの期限の延長を申請し、その承認を受けることになります。

９　復興特別所得税の源泉徴収

平成25年１月１日から令和19年12月31日までの間に生ずる所得について源泉所得税を徴収する際、次により、復興特別所得税を併せて源泉徴収しなければなりません（復興財確法28）。

⑴　源泉徴収義務者

復興特別所得税は、所得税の源泉徴収義務者が所得税と併せて源泉徴収することとなりますので、所得税の源泉徴収義務者が復興特別所得税の源泉徴収義務者となります。

⑵　源泉徴収の対象となる支払

所得税法及び租税特別措置法の規定により所得税を源泉徴収することとされている支払については、復興特別所得税の源泉徴収の対象となります。

したがって、給与所得や退職所得について所得税を徴収して納付する際に、併せて復興特別所得税を源泉徴収することとされています（復興財確法28①）。

㈱　租税条約の規定により、所得税法及び租税特別措置法に規定する税率以下の限度税率が適用される場合には、復興特別所得税は課されません（復興財確法33③）。

⑶　源泉徴収すべき復興特別所得税

復興特別所得税（2.1％）の源泉徴収は、所得税の源泉徴収の際に併せて行うこととされているため、源泉徴収の対象となる支払金額等に対して所得税と復興特別所得税の合計税率（102.1％）を乗じて計算した金額を源泉徴収します。

支払金額等×合計税率（所得税率×102.1％）

＝源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の額

㈱　算出した所得税及び復興特別所得税の額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨

てます。

なお、平成25年１月１日以降に復興特別所得税を併せて源泉徴収する際に使用する「源泉徴収税額表」は、復興特別所得税を含んだ税額表に変更されています。

10　給与所得者の確定申告

⑴　給与所得者が確定申告を必要とする場合

給与所得者については、原則として給与の支払者の下で年末調整が行われ、これによって、その年に源泉徴収された税額と納付すべき年税額との過不足額が精算されるので、年末調整による税額が確定税額となり、また、退職手当などは、他の所得と分離して課税されるので、原則として源泉徴収税額がそのまま確定税額となりますから、ほとんどの人は確定申告をする必要はないことになります。

しかし、給与所得者のうちには、給与所得のほかに他の所得があったり、また、給与の年収が2,000万円を超える給与所得者については年末調整が行われないなどの理由で、確定申告をしなければならない人があります。

令和５年分の所得について確定申告をしなければならない人は、次のいずれかに該当する人で、令和元年中の各種の所得金額の合計額から配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、基礎控除その他の所得控除を差し引き、その金額を基として算出した税額が、配当控除額及び年末調整の際に給与の税額から控除を受けた（特定増改築等）住宅取得等特別控除額の合計額よりも多い人です（法120、121、令262の２、措法41の２の２⑦、措令４の２⑥、25の８⑫）。

なお、これらの人は、令和６年２月16日から３月15日までの間に各人の納税地（通常は住所地）の所轄税務署長に確定申告書を提出する必要があります。

①　令和５年中の給与の収入金額が2,000万円を超える人

②　１か所から給与を受ける給与所得者で、かつ、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、給与所得及び退職所得以外の所得（地代、家賃、原稿料など）の合計額が20万円を超える人

③　２か所以上から給与を受ける給与所得者で、かつ、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、年末調整を受けた主たる給与以外の従たる給与の収入金額と給与所得及び退職所得以外の所得（地代、家賃、原稿料など）との合計額が20万円を超える人

ただし、２か所以上から給与を受ける人であっても、その給与の合計額（その人が社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、地震保険料控除、障害者控除、寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除、配偶者控除、配偶者特別控除又は扶養控除を受ける場合には、その給与の合計額からこれらの控除の額を差し引いた金額）が150万円以下である人で、しかも、給与所得及び退職所得以外の所得の合計額が20万円以下の人は、確定申告をする必要はありません。

④　常時２人以下の家事使用人のみを雇用している人に雇われている人や在日の外国大公使館に勤務している人などのように、給与の支払を受ける際に所得税の源泉徴収をされない人

⑤　同族会社の役員やこれらの役員と親族関係など

にある人で、その会社から給与のほかに貸付金の利子、不動産の賃貸料、機械器具の使用料等の支払を受けている人

⑥　災害により被害を受け、災免法の規定による徴収猶予又は還付を受けている人

⑵　退職所得がある人の場合

退職所得については、「退職所得の受給に関する申告書」を提出した場合、一般的に、所得税及び復興特別所得税の課税は退職金の支払の際に、支払者が所得税及び復興特別所得税を徴収する源泉徴収だけで済まされます。

外国企業から受け取った退職金などで、源泉徴収されないものについては、申告をする必要があります。

なお、医療費控除や寄附金控除の適用を受けるなどの理由で確定申告書を提出する場合は、確定申告書に退職所得の金額を記載する必要があります。

⑶　給与所得者で確定申告をすれば源泉徴収税額が還付される場合

問１－11（p.47）
～
問１－13（p.48）
参考２－３（p.36）

給与や退職手当などについては、その源泉徴収の段階では雑損控除や医療費控除などの所得控除は受けられないことになっているため、これらの控除は翌年に確定申告によって受けることになりますが、確定申告によってその控除を受けた場合には、結果として、既に源泉徴収された税額の全部又は一部が還付されることになります。

給与所得者で、確定申告をすれば源泉徴収税額の還付が受けられるのは、次のような人です。

①　年の中途で退職して年末調整をされなかった人で、源泉徴収された税額が過納となる人

②　災害により住宅や家財についてその価額の50％以上の損害を受けた人で、災免法の規定による所得税の軽減又は免除が受けられる人

③　災害、盗難又は横領により、住宅や家財について損失（災害関連支出を含みます。）を受けた人で、その損失額が一定の金額を超えるため、雑損控除が受けられる人（②の軽減や免除を受ける人は、その災害による損失額についてはこの雑損控除は受けられません。）

④　支払った医療費が、10万円か所得金額の５％相当額かのいずれか低い金額を超えるため、医療費控除が受けられる人

⑤　国や特定公益増進法人等に対して支払った寄附金、都道府県・市区町村に対する寄附金（ふるさと納税）、認定特定非営利活動法人等の行う一定の特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金、特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額又は特定の政治献金が2,000円を超えるため、寄附金控除が受けられる人

⑥　少額所得者などで、配当所得があるため配当控除が受けられる人

⑦　外国で所得税に相当する税を納めた人又は集団投資信託の収益の分配等の支払を受けた場合で一定の要件を満たす人で、所得税法の規定による外国税額控除又は分配時調整外国税相当額控除が受けられる人

⑧　住宅の取得等をしたため、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除が受けられる人や、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用が２年目以降となる人で年末調整の際にその控除を受けてい

ない人

⑨　退職所得の支払を受けるときに「退職所得の受給に関する申告書」を提出しなかったため、20％（復興特別所得税を含めると20.42％）の税率で源泉徴収され、その税額が退職所得控除額等を適用して求めた税額を超えている人

⑩　政党等に対して政治活動に関する一定の寄附をしたことにより政党等寄附金特別控除が受けられる人

⑪　認定特定非営利活動法人等に対する一定の寄附金又は一定の公益社団法人等に対する寄附金が2,000円を超えるため、所得税額の特別控除が受けられる人

⑫　一定の耐震改修を行った人で、住宅耐震改修特別控除が受けられる人

⑬　一定の特定改修工事を行った人で、住宅特定改修特別税額控除が受けられる人及び一定の認定住宅の新築等を行った人で、認定住宅新築等特別税額控除が受けられる人

⑭　特定支出の額の合計額が給与所得控除額の２分の１相当額を超えるため、給与所得者の特定支出控除の特例の適用が受けられる人

⑮　健康の保持増進及び疾病の予防のために健康診断等を受け、かつ、一定の医薬品（スイッチOTC医薬品）に係る購入費の合計額が１万2,000円を超えた場合に、租税特別措置法の規定による医療費控除の特例が受けられる人

（参考１）個別通達

１－１　大工、左官等の建設労働者に支払う給与に対する源泉所得税の取扱いについて

（昭 47.2.5 直法５－６、直所４－６）

標題のことについて、○○○○組合○○委員長から別紙１のような照会があり、これに対し、直税部長名をもって別紙２のように回答するとともに、別紙３により○○協会会長あてに通知したから了知されたい。

別紙１

昭和 47 年 1 月 21 日

国税庁直税部長　殿

○○○○組合○○委員長

大工、左官等の建設労働者にかかわる源泉徴収についての照会

大工、左官等の建設労働者については、その雇用関係が必ずしも明確でないところから、これらの労働者に関わる源泉徴収の取扱いについて、円滑さを欠くきらいがありますので、下記の諸点についてお伺いします。

記

１　大工、左官等の建設労働者が、一定のグループをくんで手間受（出来高払制）の形態で仕事をし、その手間賃を統括者（責任者）が一括して代理受領する場合がしばしばあります。この場合の源泉徴収義務者は、そのグループを雇用した建設業者であり、そのグループの統括者（責任者）ではないとして理解してよろしいか。

２　見習工を雇用している親方又は一人親方が、その見習工ともども建設業者に雇用された場合、その給与が一括して親方に支払われた場合であっても、その給与に対する源泉徴収義務者は、当該建設業者であると理解してよろしいか。

３　大工、左官等の建設労働者又は１人親方が、ときとして小工事を請負い短期間他の建設労働者を雇用し給与等を支払う場合があります。この場合、これらの建設労働者、一人親方の常態は、業者として常時人を雇用して業務を継続するものではないので、給与支払い事務所開廃届等は手続きとして繁雑にわたるので、これを省略してよろしいか。

４　大工、左官等の源泉徴収を行う場合の源泉徴収税額表の適用区分については、その判定される時において明らかに８カ月をこえて雇用されることが予定されている場合を除き、その者が同一事業主に継続して８カ月を超えて雇用されたかどうかによって判定してさしつかえないでしょうか。

以上

別紙２

直法５－４
昭和 47 年２月５日

○○○○組合○○委員長　殿

国税庁直税部長

大工、左官等の建設労働者にかかる源泉徴収について（昭和47年１月21日付照会に対する回答）

標題のことについては、お申し越しのとおり解してさしつかえありません。

ただし、３の場合には、その源泉徴収税額の有無にかかわらず、所得税徴収高計算書を所轄税務署に提出する必要があります。

別紙３

直法５－５
昭和 47 年２月５日

○○○○協会会長　殿

国税庁直税部長

大工、左官等の建設労働者に支払う給与に対する源泉所得税の取扱いについて

標題のことについて、○○○○組合○○委員長から別紙１のような照会があり、これに対し直税部長名をもって別紙２のように回答しましたから、よろしくお取り計らい願います。

１－２　源泉所得税及び復興特別所得税の不納付加算税の取扱いについて（事務運営指針）

（平12.7.3 直法７－９ほか、最終改正 平29.11.28 課法10－18ほか）

標題のことについて、国税通則法（以下「通則法」という。）第67条の規定の適用に関し留意すべき事項等を下記のとおり定めたから、今後処理するものからこれにより取り扱われたい。

（趣旨）源泉所得税及び復興特別所得税の不納付加算税の徴収に関する取扱基準の整備等を図ったものである。

記

第１　不納付加算税の取扱い

（源泉所得税及び復興特別所得税を法定納期限までに納付しなかったことについて正当な理由があると認められる場合）

１　通則法第67条の規定の適用に当たり、例えば、源泉徴収義務者の責めに帰すべき事由のない次のような場合は、同条第１項ただし書きに規定する正当な理由があると認められる場合として取り扱う。

⑴　税法の解釈に関し、給与等の支払後取扱いが公表されたため、その公表された取扱いと源泉徴収義務者の解釈とが異なることとなった場合において、その源泉徴収義務者の解釈について相当の理由があると認められるとき。

（注）税法の不知若しくは誤解又は事実誤認に基づくものはこれに当たらない。

⑵　給与所得者の扶養控除等申告書、給与所得者の配偶者控除等申告書又は給与所得者の保険料控除申告書等に基づいてした控除が過大であった等の場合において、これらの申告書に基づき控除したことにつき源泉徴収義務者の責めに帰すべき事由があると認められないとき。

⑶　最寄りの収納機関が遠隔地であるため、源泉徴収義務者が収納機関以外の金融機関に税金の納付を委託した場合において、その委託が通常であれば法定納期限内に納付されるに足る時日の余裕をもってされているにもかかわらず、委託を受けた金融機関の事務処理誤り等により、収納機関への納付が法定納期限後となったことが、当該金融機関の証明書等により証明されたとき。

⑷　災害、交通・通信の途絶その他法定納期限内に納付しなかったことについて真にやむを得ない事由があると認められるとき。

（納付が、告知があるべきことを予知してされたものである場合）

２　通則法第67条第２項の規定を適用する場合において、その源泉徴収義務者に対する臨場調査、その源泉徴収義務者の取引先に対する反面調査等、当該源泉徴収義務者が調査のあったことを了知したと認められる後に自主納付された場合の当該自主納付は、原則として、同項に規定する「告知があるべきことを予知してされたもの」に該当する。

（注）次に掲げる場合は、原則として「告知があるべきことを予知してされたもの」には該当しない。

１　臨場のための日時の連絡を行った段階で自主納付された場合

２　納付確認（臨場によるものを除く。）を行った結果、自主納付された場合

３　説明会等により一般的な説明を行った結果、自主納付された場合

（法定納期限の属する月の前月の末日から起算して一年前の日）

３　通則法施行令第27条の２第２項に規定する「法定納期限の属する月の前月の末日から起算して一年前の日」とは、当該「前月の末日」の1年前の応当日をいうのであるから、例えば、「前月の末日」が６月30日である場合には、「一年前の日」は前年の６月30日となる。

第２　不納付加算税の計算

（不納付加算税の計算の基礎となる税額の計算方法）

４　不納付加算税の計算の基礎となる税額は、所得の種類（給与所得、退職所得、報酬・料金等の所得、公的年金等所得、利子所得等、配当所得、非居住者等所得、定期積金の給付補塡金等、上場株式等の譲渡所得等、償還差益等及び割引債の償還金等の区分による。）ごとに、かつ、法定納期限の異なるごとの税額によることに留意する。

（注）通則法第119条第４項《国税の確定金額の端数計算等》の規定により加算税の金額が５千円未満であるときは、その全額を切り捨てることとされているが、この場合、加算税の金額が５千円未満であるかどうかは、所得の種類ごとに、かつ、法定納期限の異なるごとに判定することに留意する。

（重加算税について少額不徴収に該当する場合の不納付加算税の計算）

５　通則法第119条第４項の規定により重加算税を徴収しない場合には、その徴収しない部分に対応する税額は、不納付加算税対象税額に含まれないのであるから留意する。

１－３　源泉所得税及び復興特別所得税の重加算税の取扱いについて（事務運営指針）

（平12.7.3 直法７－８ほか、最終改正 平29.11.28 課法10－18ほか）

標題のことについて、国税通則法（以下「通則法」という。）第68条第３項又は第４項の規定の適用に関し留意すべき事項等を下記のとおり定めたから、今後処理するものからこれにより取り扱われたい。

（趣旨）源泉所得税の重加算税の徴収に関する取扱基準の整備等を図ったものである。

記

第１　徴収基準

（隠蔽又は仮装に該当する場合）

１　通則法第68条第３項に規定する「事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し」とは、例えば、次に掲げるような事実（以下「不正事実」という。）がある場合をいう。

(1)　いわゆる二重帳簿を作成していること。

(2)　帳簿書類を破棄又は隠匿していること。

(3)　帳簿書類の改ざん（偽造及び変造を含む。）、帳簿書類への虚偽記載、相手方との通謀による虚偽の証ひょう書類の作成、帳簿書類の意図的な集計違算その他の方法により仮装の経理を行っていること。

(4)　帳簿書類の作成又は帳簿書類への記録をせず、源泉徴収の対象となる支払事実の全部又は一部を隠ぺいしていること。

（帳簿書類の範囲）

２「１」の帳簿書類とは、源泉所得税及び復興特別所得税の徴収又は納付に関する一切のものをいうのであるから、会計帳簿、原始記録、証ひょう書類その他会計に関する帳簿書類のほか、次に掲げるような帳簿書類を含むことに留意する。

(1)　給与所得及び退職所得に対する源泉徴収簿その他源泉所得税及び復興特別所得税の徴収に関する備付帳簿

(2)　株主総会・取締役会等の議事録、報酬・料金等に係る契約書、給与等の支給規則、出勤簿、出張・超過勤務・宿日直等の命令簿又は事績簿、社会保険事務所、労働基準監督署又は地方公共団体等の官公署に対する申請又は届出等に関する書類その他の帳簿書類のうち、源泉所得税及び復興特別所得税の税額計算の基礎資料となるもの

(3)　支払調書、源泉徴収票、給与支払事務所等の開設届出書、給与所得

又は退職所得の支払明細書その他源泉徴収義務者が法令の規定に基づいて作成し、かつ、交付し又は提出する書類

⑷　給与所得者の扶養控除等申告書、給与所得者の配偶者控除等申告書、給与所得者の保険料控除申告書、退職所得の受給に関する申告書、非課税貯蓄申告書、非課税貯蓄申込書、配当所得の源泉分離課税の選択申告書、年末調整による過納額還付請求書、租税条約に関する届出書その他源泉所得税及び復興特別所得税を徴収される者が法令の規定に基づいて提出し又は提示する書類

（源泉徴収義務者が直接不正に関与していない場合の取扱い）

３　不正事実は、源泉徴収義務者に係るものに限られるのであるから、例えば、源泉所得税及び復興特別所得税を徴収される者に係る不正の事実で、源泉徴収義務者が直接関与していないものは、不正事実に該当しないことに留意する。

（認定賞与等に対する重加算税の取扱い）

４　源泉所得税及び復興特別所得税が法定納期限までに完納されなかったことが不正事実に基づいている限り、重加算税の対象となる。

ただし、法人税について重加算税が賦課される場合において、法人税の所得金額の計算上損金の額に算入されない役員又は使用人の賞与、報酬、給与若しくは退職給与と認められるもの又は配当等として支出したと認められるもの（以下「認定賞与等」という。）の金額が当該重加算税の計算の基礎とされているときは、原則として、当該基礎とされている認定賞与等の金額のうち、当該重加算税の対象とされる所得の金額に達するまでの認定賞与等の金額については、源泉所得税及び復興特別所得税の重加算税の対象として取り扱わない。

（注）当該認定賞与等の金額のうち、法人税の重加算税の対象とされる所得の金額に達するまでの金額は、事業年度首から順に成っているものとして取り扱う。

第２　重加算税を課す場合の留意事項

（通則法第68条第４項の規定の適用に当たっての留意事項）

５　通則法第68条第４項の規定の適用に当たっては、次の点に留意する。

⑴　通則法第119条第４項の規定により重加算税の全額が切り捨てられた場合には、通則法第68条第４項に規定する「無申告加算税等を課され、又は徴収されたことがあるとき」に該当しない。

⑵　源泉徴収に係る所得税及び復興特別所得税とそれ以外の所得税及び復興特別所得税は同一税目として取り扱わない。

第３　重加算税の計算

（重加算税額算出の基礎となるべき源泉所得税及び復興特別所得税の税額の計算）

６　源泉所得税及び復興特別所得税が納付漏れとなった給与等又は退職手当等の金額のうちに、不正事実に係るものとその他のものとがある場合には、重加算税の基礎となる税額は、当該不正事実に係るものをその他のものに上積みして計算した場合の当該不正事実に係るものに対応する増差税額によることに留意する。

（参考２）　判決事例

２－１　平成23年１月14日　最高裁第２小法廷判決

（平成 20 年（行ツ）第 236 号、平成 20 年（行ヒ）第 272 号事件）

破産管財人は､破産宣告前の雇用関係に基づく退職手当等の支払に関し、「支払をする者」には含まれず源泉徴収の義務を負わないとした事例

（要旨）

１　本件は、破産管財人である上告人（弁護士）が、破産法の下において、破産管財人の報酬の支払をし、破産債権である元従業員らの退職金の債権に対する配当をしたところ、所轄税務署長から、上記支払には所得税法204条１項２号の規定が、上記配当には同法199条の規定がそれぞれ適用されることを前提として、源泉所得税の納税の告知及び不納付加算税の賦課決定を受けたことから、上告人において、主位的に、上告人の被上告人に対する上記源泉所得税及び不納付加算税の納税義務が存在しないことの確認を求めるとともに、予備的に、被上告人の上告人に対する上記源泉所得税及び不納付加算税の債権が財団債権でないことの確認を求めている事案である。

２　弁護士である破産管財人は、その報酬につき、所得税法204条１項にいう「支払をする者」に当たり、同項２号の規定に基づき、自らの報酬の支払の際にその報酬について所得税を徴収し、これを国に納付する義務を負うと解するのが相当である。

３　破産管財人は、破産手続を適正かつ公平に遂行するために、破産者から独立した地位を与えられて、法令上定められた職務の遂行に当たる者であり、破産者が雇用していた労働者との間において、破産宣告前の雇用関係に関し直接の債権債務関係に立つものではなく、破産債権である上記雇用関係に基づく退職手当等の債権に対して配当をする場合も、これを破産手続上の職務の遂行として行うのであるから、このような破産管財人と上記労働者との間に、使用者と労働者との関係に準ずるような特に密接な関係があるということはできない。

また、破産管財人は、破産財団の管理処分権を破産者から承継するが、破産宣告前の雇用関係に基づく退職手当等の支払に関し、その支払の際に所得税の源泉徴収をすべき者としての地位を破産者から当然に承継すると解すべき法令上の根拠は存しない。そうすると、破産管財人は、上記退職手当等につき、所得税法199条にいう「支払をする者」に含まれず、破産債権である上記退職手当等の債権に対する配当の際にその退職手当等について所得税を徴収し、これを国に納付する義務を負うものではないと解するのが相当である。

２－２　平成23年３月22日　最高裁第３小法廷判決

（平成 21 年（受）第 747 号）

給与等の支払者が給与等に係る強制執行を受けた場合でも、支払者はそれに係る源泉徴収義務を負うとした事例

（要旨）

所得税法第28条第１項に規定する給与等（給与等）の支払をする者が、その支払を命ずる判決に基づく強制執行によりその回収を受ける場合であっても、上記の者は、同法第 183 条第１項所定の源泉徴収義務を負うと解するのが相当である。その理由は、次のとおりである。

同項は、給与等の支払をする者は、その支払の際、その給与等について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月 10 日までに、これを国に納付しなければならない旨を定めるところ、給与等の支払をする者が、強制執行によりその回収を受ける場合であっても、それによって、上記の者の給与等の支払債務は消滅するのであるから、それが給与等の支払に当

たると解するのが相当であることに加え、同項は、給与等の支払が任意弁済によるのか、強制執行によるのかによって何らの区別も設けていないことからすれば、給与等の支払をする者は、上記の場合であっても、源泉徴収義務を負うものというべきである。

２－３　平成４年２月18日　最高裁第３小法廷判決

（平成２年（行ツ）第155号事件）

所得税法120条１項５号にいう「源泉徴収をされた又はされるべき所得税の額」の意義及び申告所得税額の計算に当たり源泉所得税の過不足の清算を行うことの適否

（要旨）

１　所得税法120条１項５号にいう「源泉徴収をされた又はされるべき所得税の額」とは、所得税法の源泉徴収の規定（第４編）に基づき正当に徴収をされた又はされるべき所得税の額を意味するものであり、給与その他の所得についてその支払者がした所得税の源泉徴収に誤りがある場合に、その受給者が確定申告の手続きにおいて、支払者が誤つて徴収した金額を算出所得税額から控除し又は右誤徴収額の全部若しくは一部の還付を受けることはできないものと解するのが相当である。

２　源泉所得税と申告所得税との各租税債務の間には同一性がなく、源泉所得税の納税に関しては国と法律関係を有するのは支払者のみで、受給者との間には直接の法律関係を生じないものとされていることからすれば、所得税法の源泉徴収税額の控除の規定は、申告により納付すべき税額の計算に当たり、算出所得税額から右源泉徴収の規定に基づき徴収すべきものとされている所得税の額を控除することとし、これにより源泉徴収制度との調整を図る趣旨のものと解されるのであり、右税額の計算に当たり、源泉所得税の徴収・納付における過不足の清算を行うことは所得税法の予定するところではない。のみならず、給与等の支払を受けるに当たり誤つて源泉徴収された（給与等を不当に一部天引控除された）受給者は、その不足分を即時かつ直接に支払者に請求して追加支払を受ければ足りるのであるから、右のように解しても、受給者の権利救済上支障は生じないものといわなければならない。

２－４　平成29年９月21日　名古屋地裁判決

（平成27年（行ウ）第448号事件）

返還した退職金に係る源泉所得税の還付請求権は、時効により消滅したということはできないとされた事例

（要旨）

１　Ａ株式会社は、その代表者であった甲に対し、退職慰労金を支給する旨の株主総会決議が成立したとして、源泉徴収に係る所得税及び市県民税を控除した金額を支払うとともに、本件源泉所得税を納付した。

本件は、その後、合併によりＡ社の権利義務を承継した原告が、株主総会決議が不存在であることを理由に、甲に退職慰労金の返還を請求し、退職慰労金手取額の支払を受けたことから、本件源泉所得税は過誤納金に当たると主張して、被告に対し、国税通則法56条１項に基づき、上記源泉所得税及び還付加算金の支払を求めている事案である。

２　支払者が源泉徴収義務の発生する所得を支払い、源泉所得税を納付した後になって、その支払の原因が無効であったこと等を理由として、支払者が上記所得に相当する金員の返還を受けたことにより、上記所得の支払による経済的成果が失われる場合があり得るところ、このような場合について、被告の主張するとおり、当初から租税法律関係が存在しなかったものとして、源泉所得税の納付時にその還付請求権が発生すると解したとしても、所得税法上の所得は専ら経済的面から把握すべきものであり、経済的にみて利得者がその利得を現実に支配管理し、自己のために享受する限りその利得は所得を構成するのであるから、上記返還に

よって所得の経済的成果が失われるまでは、源泉所得税の課税要件に欠けるところはなく、上記源泉所得税についての還付請求権を行使するにつき、法律上の障害があるというべきである。

3　本件退職慰労金は、所得税法30条１項所定の「退職手当等」に該当するから、本件源泉所得税は、原告が甲から退職慰労金手取額の返還を受けるまでは課税要件に欠けるところはなく、本件還付請求権を行使するについて、法律上の障害があったというべきである。したがって、本件源泉所得税の納付日の翌日である平成20年６月４日をもって、国税通則法74条所定の「その請求をすることができる日」であると認めることはできない。

4　本件還付請求権について、国税通則法74条所定の時効期間が経過したとは認められないから、本件還付請求権が時効により消滅したということはできない。

5　名古屋中税務署長は、原告が甲から退職慰労金手取額全額の返還を受け、甲の退職慰労金に係る所得の支払の経済的成果が失われた平成27年４月14日の時点において過誤納の事実を知り得たということができるから、同日をもって、税務署長がその過誤納の事実を確認した日と認めるのが相当である。

Ｑ＆Ａ

【源泉徴収義務者の取扱い】

１－１　親会社の派遣役員の報酬を親会社に支払う場合の源泉徴収

問　当社の役員には、親会社から派遣された役員がおり、この役員報酬は当社から親会社に直接支払うため、その役員個人の所得にはならないことになっています。

　このような個人の所得にならないことが明らかな場合でも、役員個人の給与所得として所得税を源泉徴収しなければなりませんか。

答　親会社からの派遣役員の報酬を子会社が親会社に直接支払うことになっている場合には、その報酬は親会社に帰属するものであり、所得税の源泉徴収を行う必要はありません（基通183～193共－３）。

　親会社が現にその役員にその報酬を支払う際、源泉徴収をすれば足ります。

１－２　仮処分判決に基づく支払金に対する源泉徴収

問　懲戒解雇した従業員に対して、地位保全の仮処分判決があり、当社では従前の給与の額の90％に相当する金額を毎月支払っていますが、この金額については、給与所得として所得税を源泉徴収することになりますか。

答　貴社が支払っている金銭は、従業員の地位保全の仮処分判決に基づくものですから、解雇した従業員であっても、引き続き従業員として勤務していると仮定した場合の給与相当額であり、通常の給与と同様に所得税を源泉徴収することになります。